

9月11日（第1日）

9月11日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 長坂実子 | 2番 | 角増正裕 |
| 3番 | 重長英司 | 4番 | 岡野数正 |
| 5番 | 熊倉正造 | 6番 | 平川博之 |
| 7番 | 酒永光志 | 8番 | 上本一男 |
| 9番 | 花野伸二 | 10番 | 沖元大洋 |
| 11番 | 上松英邦 | 12番 | 吉野伸康 |
| 13番 | 胡子雅信 | 14番 | 登地靖徳 |
| 15番 | 浜西金満 | 16番 | 山本一也 |
| 17番 | 山本秀男 | 18番 | 林久光 |

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 明岳 周作 | 副市長 | 土手 三生 |
| 教育長 | 御堂岡 健 | 総務部長 | 仁城 靖雄 |
| 企画部長 | 江郷 壱行 | 危機管理監 | 加川 英也 |
| 市民生活部長 | 山井 法男 | 福祉保健部長 | 山本 修司 |
| 産業部長 | 長原 和哉 | 土木建築部長 | 廣中 伸孝 |
| 教育次長 | 小栗 賢 | 企業局長 | 道丹 幸博 |
| 消防長 | 丸石 正男 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 志茂 典幸 |
| 議会事務局次長 | 奥迫 理香 |

議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 一般質問 |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（林 久光君） 改めまして、おはようございます。

平成30年第3回江田島市議会定例会が招集されまして、初日の本日は、議員並びに執行部の皆様には、全員の御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴席の皆様方には、きょうは早朝から多くの方々に傍聴にいらしていただきまして、まことにありがとうございます。

さて、7月6日の西日本豪雨では、中四国を中心に、大変な被害が発生いたしました。広島県では、いまだ行方が知れない方を含めまして、114名の方が犠牲となったと聞いております。

江田島市におきましても、犠牲者の方はおりませんでした。4名の重軽傷者、また、いろんな主要幹線道路や長谷川、あるいは木下川を初め、河川の大規模な損壊がございました。そのほか、土砂崩れ、全半壊、床上浸水などの住宅損壊が約400戸余り、大変な中での、また、小屋浦のほうの県の水道の送水トンネルの中の事故がありまして、長い間皆様方には、全戸断水ということで、御迷惑をおかけいたしました。このように、大変大きな被害があったわけですが、被災を受けられた被災者の皆様に、市議会を代表いたしまして、心からお見舞いを申し上げさせていただきます。

さて、このたびの7月豪雨でございますが、甚大な被害を受けられた被災者の皆様に、先ほどからお見舞い申し上げましたけど、また、負傷された方々を初め、被害に遭われまして避難生活を余儀なくされている被災者の方々に、一日でも早い復興・復旧がなされ、心穏やかに過ごせる状況になることをお祈り申し上げます。

ここで、開会に先立ちまして、このたびの豪雨により発生した土砂災害で犠牲になられた多くの方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。どうぞ、御協力をよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（志茂典幸君） 皆様御起立お願いいたします。

黙祷。

（黙祷）

○議会事務局長（志茂典幸君） 黙祷を終わります。

御着席ください。

○議長（林 久光君） ただいまから平成30年第3回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの議員出席数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（林 久光君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、平成30年第3回江田島市議会を開会するに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、ことしのあの猛暑も、少しの陰りを見せ始め、夏中鳴きやむことのなかったセミの声も、夜には秋の虫の声に変わりつつあります。

そうした季節の変化が見え始めたこの9月、7月豪雨災害に続き、台風21号や、北海道地震により、無情にも多くの方が犠牲となり、甚大な被害も発生しております。

7月豪雨災害においては、西日本を中心とし、広島県では109名の方がお亡くなりになり、各地で大量の土砂が流れ込み、避難者を数多く出しました。

豪雨を初めとするこれらの災害により、お亡くなりになられた方に対しまして、謹んで御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

そして、江田島市におきましても、経験のない集中豪雨に見舞われ、100年に1度、200年に1度とも言われる記録的な雨が、本市の至るところを打ちつけ、数多くの爪跡を残しました。幸いにもお亡くなりになられた方はいらっしゃいませんでした。しかしながら、重傷者は2人、軽傷者も2人の合計4人の方に、人的被害がございました。

さらには、道路は寸断され、河川は氾濫、山々は崩れ、家屋や農地に土砂が流入し、また、浸水被害もございました。その上、広島県の送水管への土砂災害により、全市的な断水が発生し、数多くの市民の皆様の日常の暮らしが危ぶまれることとなったわけでございます。

そうした中、災害発生直後から、昼夜を問わず市内の建設業の方が、応急対応をしてくださいました。消防団の皆様は、危険の中、活動に当たってくださいました。自治会や女性会の皆様は、避難所運営や、給水活動、また、相談などにも応じていただきました。社会福祉協議会の皆様は、高齢者の方への水の配付や、土砂撤去などのボランティア支援をしてくださいました。

そのほか、さまざまな方に助けていただきました。江田島市が一丸となって災害に立ち向かうその姿を目の当たりにしたところでございます。

本当に感謝をいたしております。感謝しかございません。

また、そういった中で、海上自衛隊第1術科学校の中畑校長や、呉地方総監部の池総監からは、江田島市民のために、どんなことでもお手伝いしますとすぐに声をかけてくださいました。そして、発災直後から、自衛隊の給水船を使いまして、命の水を運ぶ給水活動、エルキャックを活用しての入浴サービスなどで御支援をいただきました。

陸上自衛隊では、給水活動もさることながら、林道の倒木の撤去や、仮設風呂の開設など、さまざまな場面で活躍をしてくださいました。

断水におきましては、多くの市民の皆様のために、福岡県や鹿児島県、山口県、鳥取県の各自治体の方が、遠くから応援に駆けつけてくださり、親切丁寧な給水活動や、断水解消のための作業を行っていただきました。

国からは、被災した自治体を1対1で他の自治体が支援をいたします対口支援がございました。ことし平成30年3月に制度化されて、初めての適応で、本市では、石川県から御支援を受けたものでございます。

石川県の職員の方も、すぐに駆けつけてくださり、災害対応の助言や、本市に不足しております罹災証明、災害救助法に関することの事務、また、ボランティアセンターの運営などに御尽力をいただきました。

また、ボランティアでは、石川県から毎週50人、100人という方がバスに乗り合わせ来島していただいたのを初め、市内外の延べ2,630人の皆様に助けていただきました。そして、ようやく復旧に向けての1歩を踏み出したところでございます。

このように、本当に数多くの御支援をいただきました。そのとき、必ず皆様がお話ししてくださる言葉がでございます。それは、困ったときはお互いさまでございます。

平成16年合併により、江田島市が発足した直後の11月、新潟県では中越地震が発生をいたしました。江田島市では、すぐに職員を新潟県小千谷市へ派遣をしております。今回の豪雨災害では、その小千谷市様からお見舞金もいただきました。

また、昨年度まで職員派遣をしておりました東日本大震災の被災地でもあります宮城県気仙沼市や、山元町からも心温まる声をかけていただき、支援物資も送っていただきました。

また、体験型修学旅行などで本市の民泊や、家業体験を事業の開始当時から、毎年御利用いただいております大阪府の清風学園様を初めといたします民泊で縁のございました全国の中学校、高等学校の生徒や保護者、学校関係者の皆様からのお見舞いの言葉や、お見舞金を送っていただきました。

このように、過去から続く困ったときはお互いさまという心のつながりや、思いの込められた縁というものを、改めて実感をさせていただいたところでございます。

本市では、災害救助法や、国や県の制度に当てはまらない方に寄り添うため、新たな制度や、支援策を打ち出してまいりました。しかしながら、江田島市や市民の皆様の復旧復興には、まだまだ道半ばでございます。

災害発生以前の生活に戻るために、また未来に向けて進んでいくために、全力で、そして、最優先で復旧復興活動に努めてまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をぜひお願いいたします。

さて、今議会では、平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の減免の特例に関する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。

これら、各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、6月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書の3ページの5項目めでございます。

平成30年7月豪雨に伴う広島県内広域消防相互応援派遣についてでございます。

西日本を中心に、大きな被害をもたらしました豪雨災害により、広島市消防局長及び坂町長から、広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請を受けまして、消防本部、及び消防団の部隊を派遣いたしました。消防本部につきましては、7月26日から4日間、延べ16人の職員を派遣いたしました。

消防団につきましては、7月21日から8月19日までの間の土曜日と日曜日の計6日間、延べ71人の消防団員を安芸郡坂町小屋浦地区に派遣をいたしまして、行方不明者の捜索活動や、流れ出た土砂の除去、崖崩れ箇所のシート張りなどを行いました。

また、8月25日から9月6日までの間の計5日間、延べ17人の女性分団員を同地区へ派遣をいたしまして、避難所の運営支援を行いました。今後も、本協定に基づく連携、協力体制を生かし、円滑な災害対応を図ってまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（林 久光君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査及び行政監査の結果について及び地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成30年5月から平成30年7月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林 久光君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において9番 花野伸二議員、10番 沖元大洋議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（林 久光君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（林 久光君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。最初の質問・答弁は登壇し、通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式、再質問から質問・答弁は自席で行う、一問一答方式となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、類似した質問要旨は議事進行の観点から、重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） おはようございます。7番議員の酒永光志、通告に従い、3項目の一般質問をいたします。

傍聴者の皆様には、早朝から傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

緊張感を持って、質問に入らせていただきます。

最初に7月豪雨と9月の台風21号、また、先般の北海道胆振東部地震により、被災された皆様には、心からのお見舞いと、一日も早い復旧と復興を祈念申し上げ、質問に入ります。

1項目めの質問は、7月豪雨の被害対策についてでございます。

本年7月に発生した西日本豪雨は、広島県では死者109人、行方不明者5人と、大変痛ましい災害となり、住宅、公共土木施設、農業施設においても、甚大な被害をもたらしました。

本市においても、旧4町時代を含め、江田島市誕生以来の大災害となり、現在、その復旧復興に向けて、全力で取り組んでいただいているところでございます。

その中で、私は次の5点について伺います。

1点目は、災害の発生状況と被災額について。

2点目は、復旧状況について。

3点目は、長谷川、木下川の砂防河川の復旧見込みについて。

4点目は、県道、市道等の崩落箇所の復旧見込みについて。

5点目は、砂防堰堤、治山堰堤の復旧見込みについてでございます。

2項目めの質問は、二次災害対策についてでございます。

ことは、台風の発生も多く、既に、22号となっており、8月の発生数は九つとなっております。前線の発生等により、線状降水帯が発生し、各地でゲリラ豪雨も多発し、被害を拡大させております。今後の台風やゲリラ豪雨を視野に入れ、二次災害を防ぐための対策について、次の3点を伺います。

1点目は、治山堰堤・砂防堰堤の保全整備について。

2点目は、潮まわし等、排水ポンプ場の非常電源の整備について。

3点目は、砂防河川の早期点検、改修についてでございます。

3項目めの質問は、江田島市新ホテル等整備事業プロポーザル公募についてござい

ます。

江田島市はかつてない大災害に見舞われ、今後その復旧に多くの財源が必要とされます。5億円もの巨額の補助金を要する江田島市新ホテル等整備事業プロポーザル公募は、この際一時棚上げし、災害復旧に全力を傾注すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

以上、3項目、9点について答弁をお願いいたします。

○議長（林 久光君） 暫時休憩します。

（休憩 10時22分）

（再開 10時23分）

○議長（林 久光君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から3項目、8点の御質問をいただきました。項目ごとに順にお答えをさせていただきます。

また、質問が多岐にわたります。答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

まず、1項目めの7月豪雨の被害対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の災害の発生状況と被害額についてでございます。

このたびの豪雨では、数十年に一度の降雨量が予想される場合の大雨特別警報が発表され、市内全般におきまして、累加雨量が442ミリから510ミリである記録的な雨量となり、大規模な土砂災害、浸水害、断水、停電などの被害が数多く発生をいたしました。

現時点での主な災害の発生状況と被害額でございます。

まず、人的被害につきましては、土砂崩れなどによりまして、重傷者の方が2人、軽傷者の方が2人の計4人でございます。

住家被害、住み家の被害につきましては、土砂崩れや浸水によりまして、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水があり、計257棟となっております。

公共施設の被害といたしましては、公園の土砂崩れや建物浸水など10カ所で5,362万円の被害額でございます。

公共土木施設につきましては、土石流による道路崩壊や河川氾濫による護岸崩壊など386カ所で、24億9,454万円の被害額でございます。

農林関係施設につきましては、山腹崩壊による農林道の崩壊や農業施設への土砂流入など470カ所で、6億3,652万円の被害額でございます。

水道施設につきましては、道路の崩壊などによる水道管の寸断など63カ所で、1億541万円の被害額、また、下水道施設では、本管・枝管の寸断など22カ所で4,640万円の被害額でございます。

市内全体といたしましては、33億円余りの被害額となっております。

次に、2点目の復旧状況についてでございます。

市では、7月6日の災害発生直後、災害対策本部を設置いたしまして、市民の皆様が

生活するために必要な道路や水道の仮復旧などを実施するとともに、市民の皆様の安全を守る必要から緊急度に応じまして、応急対策を実施してまいりました。

7月24日に市内全域で断水が解消されたこと、また、災害から早期に復旧を図る必要があることから、7月27日に災害対策本部とは別に災害復旧対策本部を併設いたしました。

国や広島県の支援制度のほか、直ちに市独自の支援制度を設けまして、被災者の皆様の生活再建支援、農地・農業用地の復旧支援、公共土木施設や上下水道の復旧等に取り組んでいるところでございます。

今後も、市民の皆様の安全で安心な生活を取り戻していくため、市職員が一丸となりまして、復旧に取り組んでまいります。

次に、3点目の砂防河川、長谷川・木下川の復旧についてでございます。

まず、長谷川につきましては、切串地区を流れる県が管理する砂防河川で、流路工の護岸が大きく被災しており、一部民家等の私有財産にも大きな被害が生じております。

現在は、県におきまして、民家に近接した被災箇所へ大型土のうやブルーシートを設置し、再度の出水に備え、おおむね被害防止対策を実施したところでございます。

この箇所につきましては、来年、平成31年6月までに復旧する見込みと伺っております。

次に、三高地区を流れる木下川につきましても、県が管理する砂防河川で、護岸と一体をなす道路もともに大きく被災をしております。現在、市におきまして、対応可能な箇所から、大型土のうなどの被害防止対策を実施中でございます。

今後の復旧につきましては、いずれも出水のおそれが小さい、この秋以降から順次工事に着手していく予定でございます。

しかしながら、長谷川では、被災箇所が10カ所、木下川では県の管理分が23カ所、市の管理分が16カ所と、膨大な箇所数となっております。そのため、復旧にはおよそ2年かかると判断をしております。

次に、4点目の県道・市道等の崩落箇所の復旧についてでございます。

国県道や市道につきましては、豪雨によるのり面崩壊や、道路陥没など多数の被害が発生し、現在も通行どめの状況が続いております。

国県道を管理しております県からは、県道高田沖美江田島線の是長地区の1カ所の通行どめにつきまして、今年、9月から本格復旧に向けた工事に着手し、年度内の完成を目指していると伺っております。

また、市が管理しております市道・農道等につきましては、先月、8月末現在で、三吉是長線ほか28カ所の通行どめがございます。

現在、市では被害状況を勘案し、交通量が多く、市民の皆様の生活に支障を来たしております緊急度の高い箇所から、通行どめの解消に向けまして、仮復旧工事を実施中でございます。

本格復旧工事につきましては、整備の優先順位を定め、優先度の高い箇所から順次着手してまいります。

続きまして、2項目めの二次被害対策についてお答えさせていただきます。

1 点目の砂防堰堤・治山堰堤の保全整備についてでございます。

7 月豪雨におきまして多くの箇所が被災しており、その後に台風やゲリラ豪雨が起きたならば、被害の拡大など二次災害が懸念されるところでございます。

また、砂防堰堤や治山堰堤につきましては、多くの土砂が堆積し、一部は流れ出て、流路工が被災するなどの状況でございます。

本市には、この砂防堰堤及び治山堰堤が、163 溪流に 284 基ございます。

これらを管理する県は、全ての堰堤におきまして、緊急点検を実施いたしました。その結果、今回の豪雨災害によりまして破壊された堰堤はないということでございます。

なお、砂防堰堤の堆積土砂につきましては、危険度の高い箇所から撤去すると伺っております。

また、今回は、堰堤を整備していない溪流に、多数の山腹崩壊が発生をいたしました。

そのため、市では災害関連事業を活用いたしまして、計画的に整備するよう県と協議をしてまいります。

次に、2 点目の潮まわし等・排水ポンプ場の非常電源の整備についてでございます。

非常用の発電設備につきましては、台風等の災害時に施設が停電した場合に、ポンプの稼働電力を確保し、市街地への浸水被害を防止しております。

本市には、24カ所の潮まわしがございます。そのうち、排水ポンプを設置している箇所は、19カ所でございます。その中で、非常用発電設備のない施設は、美能ポンプ、大君ポンプ及び飛渡瀬ポンプの3カ所でございます。

これらの箇所につきましては、台風等で停電のおそれがある際に、非常用発電機を業者からリースすることによりまして、対応をしてきたところでございます。

しかしながら、今回の豪雨災害につきましては、美能地区におきまして、幹線道路の寸断によります孤立化した中、長時間の停電が発生をいたしました。

今後につきましては、計画的に非常用発電設備を整備してまいります。

次に、3 点目の砂防河川の早期点検、改修についてでございます。

砂防河川につきましては、市といたしまして市民の皆様から、被害報告のあった情報等を、職員が現地確認するとともに、管理者である県へ速やかに報告をしてまいりました。

県におきましては、コンサルタント委託を実施して、砂防河川も含めた管理施設点検を発災直後から実施したところでございます。

しかしながら、県が実施した点検は、被災箇所数が多く、規模も大きかったことから、調査に相当の時間を要することになったものでございます。

また、建設業者の方の対応も限界を超えておりましたことから、対応が追いつかず、二次被害対策が不十分であったとの課題がございました。

早期点検、早期改修は、施設の維持管理におきまして極めて重要な手法でございます。

このたびの課題につきましては、市といたしましても県と連携をして、大規模災害時の効果的な点検方法について検証をし、被災施設の早期発見、適切な改修が行えるよう改善策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、3 項目めの江田島市新ホテル等整備事業プロポーザル公募についてござい

ます。

災害復旧に多くの財源が必要であるので、5億円の補助金を要する新ホテルのプロポーザル公募は一時棚上げとし、災害復旧に傾注すべきではないかとのお尋ねでございます。

このたびの豪雨災害で、本市は甚大な被害を受けましたので、現在、全力で復旧に取り組んでおります。また、補正予算をお願いいたしまして、被害を受けられた市民の皆様への支援制度も整備しているところでございます。

そして、新ホテル等の整備につきましては、本市の将来像であります「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」この実現に向け、地域経済の活性化や雇用の創出、交流人口の拡大等を目指して取り組んでいるプロジェクトであります。

本年、平成30年3月から、プロポーザルの再公募をスタートしておりまして、現時点で、十数件の問い合わせがございます。豪雨災害後の7月末から8月末の間にも問い合わせがございまして、現地案内も行っております。そのため、最終的には、数社から事業提案書が提出されるのではないかと期待をしているところでございます。

また、この事業のスケジュール案では、新ホテル等の開業予定を東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の7月としておりまして、同年10月から12月の間には、JRグループの大型観光キャンペーンが、広島県を中心としたせとうちエリアで実施されることも決まっております、絶好のタイミングであると捉えております。

さらに、災害からの復興には、道路などのインフラの復旧とあわせて、観光振興が重要な役割を果たすと考えております。

今後も災害復旧に全力で取り組むとともに、市民の皆様が待ち望んでおられる新ホテル等の整備につきましても、このままプロポーザル公募を進めてまいりたいこのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） しっかりと御答弁をいただきました。まことにありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

最初に、1項目めの7月豪雨の被害対策についてでございます。

1点目の災害の発生状況と被害額についてですが、住宅被害257棟、公共施設被害10カ所、公共土木施設386カ所、農林関係施設470カ所、水道施設63カ所、下水道施設22カ所で、市全体で総額33億円の被害額とのことでございます。

県内各地での死者、行方不明者は、合わせて114人ということでございます。

我が江田島市では、死者、行方不明者がいなかったことが唯一の救いであったかと思えます。そのような中、今回の災害で、私の地元の三高地域は、高田方面、沖方面への県道が寸断され、沖地区へ抜ける市道沖三吉線も寸断されました。

地域は陸の孤島と化し、広島への航路が唯一の地域外へ出る手段となりました。何日か経過し、市道、農道を通り、高田方面へ抜けることのできる道があることがわかりま

したが、市からは、迂回路としての情報は出されませんでした。その道は、出入り口となる市道は狭隘で、車の離合は難しいのですが、上の農道に出れば、離合も何とかでき、誘導者がいれば、迂回路として利用できたと思います。

現実には、私も通ってみましたし、期間中、市の公用車も通ったと思います。

最初から、迂回路として情報を流し、活用していれば、あれほどの混乱はなかったと思います。県道の迂回路について、情報を出さなかったのはなぜでしょうか、伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 道路を管理します県では、通行どめを行うときに、迂回路があれば、迂回路指定を行いますけども、その道につきましては、一部区間は急峻かつ狭隘で、離合困難も多いため、県として、迂回路を設定できないという回答がございました。そのため、当初は、交通どめでは、市としても迂回路案内をいたしませんでした。その結果、市民の皆様には大変な御不便をおかけして、申しわけないと思っております。

再度の交通どめの際には、市独自でその道の草刈り等を実施いたしました。このたびの課題等につきましては、県にお伝えして、改善をお願いするとともに、市としても特地で何かできるものがないか考えていきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 災害時、市の公用車、また給水車も実はそこを通過しておるんですよね、危険と思われたのなら、誘導員を配置して、車を誘導すればよかったのではなかったか、このように思います。結果的には、終わりのほうで、誘導員を配置して、迂回路的に利用をされていましたが、迂回路としての情報は、最後までなかったと思います。混乱の中で、対応は難しかったと思いますが、市民の立場、利用者の立場に立った判断をこれからよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、今後何かを考えたいということがございました。私は、できましたら上への農道は、大変立派な農道になっておるんです。ただ、旧町時代に整備されたがために、能美町に入る前でこれはとまっております。できましたら、この農道を、能美町の高田方面まで延伸をしていただき、緊急時には当然、迂回路として活用できるような、そのような農道にしていただきたいと思ひます。この点についてはどうでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員が言われるように、県道の交通規制のときには、約6日間通行どめになりました。ですが、地域住民の方の利便性を考慮しまして、7月10、11日の2日間ですけれど、誘導員を何とか確保して、日中の間、交通に支障がないように実施させていただきました。

御存じだと思いますけれど、やはり、縦道ですよね、県道から農道に向かうアクセス部分が大変狭くて、大体あそこでもめごとが起きたりとしておりました。言われるように、縦道を補強していくか、もしくは、能美町との農道とのアクセスをつないでいくか、その辺は、予算等もありますので、今後検討させていただきたいと思ひます。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 集落間をつなげる農道ということになりますと、結構過疎債

等の適用も受けられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、その点からもお願いしたいと思っております。

次に、災害時の防災行政無線について伺います。

陸の孤島と化している地域に、自衛隊風呂の放送を流すのはどうでしょうか。また、避難場所の放送も、市内全部とせず、各町ごとの情報とすべきと思っておりますし、放送文の簡略化も必要ではないでしょうか、伺います。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） このたびの災害のように、災害関連情報というのが、本当に皆さん関心度が高い情報でございまして、幅広く情報を伝える必要があるとの思いから、全市の一斉放送とさせていただきました。

確かに、議員おっしゃるように、交通が遮断しております地区につきましては、利用が可能とは思えない入浴サービスの放送は、遠慮すべきだったというのはよく理解するところです。必要な情報を必要な地域へ放送ができますように努めてまいります。

また、放送文の簡略化につきましては、できるだけ簡潔な文章、最小限の内容で放送するように心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 避難場所の放送についてのことなんですが、市内一斉で大変文章は長くなっております。ただ、この避難情報につきましては、各町別々、それぞれ状況が違えば、別々に発表することもあると思っておりますが、市内一斉にやるときには、避難場所についても、市民の方に知っていただきたいということがありますので、文章は長くなっておりますが、今後も市内一斉で放送するときには、避難場所とあわせてちょっと文章は長くなりますが、放送のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 避難場所の放送については、今後も全市分を放送するということなんですが、結果的に、例えば沖美町の場合だったら、一番最後になってしまうんですね。最初、江田島町から入って行って、大柿町、能美町、それから、沖美町、最後になったら、何を聞いたか、そこらあたりが全くわからなくなってしまいます。通常時じゃないんです。災害時なんで、そこは的確にその地域、避難場所等については、できるだけその地域というような放送も考えていただけないかと思っております。

防災行政無線は、各支所、地域での単独放送もできるようになっていると思っております。ですから、災害時の有効活用をぜひお願いをしたいと思っております。これは、お願いです。

次に、2点目の復旧状況についてでございますが、市職員が一丸となり復旧に取り組んでいることはよくわかります。特に災害担当課の職員は大変だと思います。復旧には、長い期間がかかるとも思いますし、このためには、他課の職員の協力は無論のことでございますが、外注できるものは、土地改良連合会や、コンサルタントを最大限活用、また、任期つき職員の採用も検討をすべきと思っておりますが、この点について伺います。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 任期つき職員につきましてです。議員御指摘のとおり、任期つき職員採用は本当に有効な手段であったと思っております。しかしながら、東日本大震災や、この前にありました熊本地震、昨年の九州北部豪雨災害など、全国各地で被災された自治体がたくさんあります。

なので、いまだ技術系の職員は不足しておるといような状態でございます。これは、全国的にその状態でございます。現在、本市では、石川県から2人の派遣職員に来ていただきまして、その場を対応をしている状況でございます。

さらに、増員をするために、広島県を通じまして、全国へ派遣の依頼をしております。人材確保には苦慮をしておるといようなところでございます。

ほかの被災自治体では、近隣の自治体と合同で、任期つき職員を募集しているような実態もございますので、そのような採用方法も視野に入れながら、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） コンサルタントの活用につきましても、広島県でもかつては、そういった実績等がございます。専門知識を持っているそういった人たちなので、そういった方がこちらで業務を手伝ってもらえることは非常に有効だと思っておりますので、今後、検討したいと考えております。

○議長（林久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） よろしく願いいたします。

災害担当課の職員は、災害以降、本当に不眠不休といえますか、土日も出勤をされて、夜遅くまで頑張っておられます。

私が心配するのは、この職員のいわゆる健康、そこらあたりを本当に気づかっていたら、注意をしていただいて、職員自体が健康被害といえますか、それに遭わないように、取り組みをよろしく願いいたします。

次に、砂防河川の復旧見込みについて再質問をいたします。

長谷川、木下川両河川とも、流路工の護岸が大きく被災し、私有財産や市道等に大きな被害が生じております。

県が、現地での説明で、護岸の復旧は県で行うが、それに接する私有地の被害復旧は、所有者負担でと言われたと被災者から聞きましたが、県の護岸が崩れたために、私有地が被害をこうむったのに、何か釈然としないとのこのような声があります。私もそのように感じておりますが、これについて、市の考えをお伺いします。

○議長（林久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 一般論から申しますと、護岸等の公有地は、その復旧は行政が行います。しかし、私有地の復旧ということになりますと、土地所有者が行うことになっております。ただ、それでいきますと、官民境界が真っ二つで切ったときに、そこが、方や行政で、方や土地所有者というわけにはいきませんので、できるだけ土地所有者の方の負担が少ないような形で工事をさせてもらえればと思います。

工事をするに当たりまして、そういった影響線というものがでてまいりますので、そ

これは、背後の土地所有者さんの了解を得て仮設道でありますとか、そういった影響の部分の工事をさせてもらうんですが、そういった中で、できるだけ背後の方の負担がないような形で、市としては取り組みさせてもらいまして、県にもそういったことをしてもらおうようお願いしたいと考えております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 宅地等に流入した土砂等については、60万円が上限ではあるんですけど、これについては100%補助金を出すということがあります。農地については、半額の補助ですが、最大60万円ということがございます。こういうところも考えていただいて、私は、原因は災害ではあるんですけども、県や市の護岸が崩れた場合のその災害復旧については、ぜひとも市のほうで考えていただきたいところがございますので、よろしく願いいたします。

次に、被災箇所の答弁がありました。長谷川が10カ所、木下川は広島県分が23カ所、江田島市分が16カ所と膨大な被災箇所です、その復旧には、約2カ年を有することとございました。これは、4点目の県道、市道、林道等の崩落箇所の復旧についてとあわせて質問をいたしますけれども、災害への復旧に、地元では大変不安感を募らせ、市に対する希望やその不満感を胸に秘めておるわけです。その中で、地元では、市の説明を待ち望んでおります。地元に対する復旧等の説明会、これをどのように考えておられるか伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、基本的に地元自治会長さんに相談いたしまして、地元の意向に沿った形で進めさせてもらいたいと思っております。ただ一方で、復旧の説明会を開催するとなりますと、復旧工法が決まらなないと、そういった説明ができませんので、現在、設計中であるということで、少し時間がかかるということをお理解いただきたいと思います。

なお、県市合わせて多数の被災箇所があります木下川の復旧につきましては、県と合同でこの9月末に説明会をするということで今進めております。

以上です。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） やはり、市民、住民の不安感を少しでも払拭させるためには、できるだけ早い、この説明会が必要だろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に2項目めの再質問に入ります。

二次被害対策についてでございます。

1点目の砂防堰堤、治山堰堤の保全整備についてですが、県の緊急点検では、今回の豪雨で破壊された堰堤はないとのこととございます。今回の災害では、堰堤を整備していない溪流に多数の山腹崩壊が発生し、土石流等で流域に被害を及ぼしております。

8月29日付の新聞報道で、県は土砂災害で犠牲者が出た7市2町のほか、福山市や、江田島市などを含めた、広域での砂防ダムの整備を予定しているとありました。治山ダムでの対応もあわせて行うとありましたが、本市にその情報が入っているか、また、その情報が入っておればその辺についてお伺いをいたします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 新聞報道の内容は、確か緊急砂防事業というそういった土石流などの家屋被害がありまして、早期整備をしないと、さらに被害が拡大するので、砂防ダムを新たに建設すると、そういった記事だったように覚えております。

現在のところ、県において、その事業採択に向けた調査、検討を行っておるので、その中に江田島市が含まれていると、箇所があるということは伺っております。

ただ、正式にまだ事業採択という段階に至っておりませんので、ここでの箇所の発表とかは、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） またその情報が入れば、私どものほうにもお教えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今回、土石流が海岸や港湾、漁港内に堆積し、漁業生産活動に支障を来しておりますが、これについての対応はどうか伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 海岸につきましては、一部港湾の管理者は県が、漁港等は本市が管理をしております。かなり、土砂等が堆積しているところもあります。現地を調査いたしまして、状況を確認した後に、撤去が必要な箇所については、整備の優先順位を定めて、適切に対応していくように努めてまいります。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 関係漁協等が組合員を動員して、一部その撤去等も、また流木等の撤去、やっていただいておりますが、やはり、市のほうも、関係漁業と適宜、連絡を密にして、取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

次に、2点目の潮まわし等、排水ポンプ場の非常電源の整備について再質問を行います。

排水ポンプの非常用発電設備について、排水ポンプを設置している19カ所の潮まわしのうち、発電設備のない箇所は、美能、大君、飛渡瀬の3カ所であり、今後、計画的に整備すると答弁されました。今回、沖美町の三高地域は、県道の崩落と長時間の停電により、美能潮まわしの排水ポンプは可動しませんでした。このたびは、幸いにも故障であったため、浸水被害は辛うじて免れましたが、地域の方の心配はいかほどであったか、災害対策本部にもその声は届いているところと思います。

19カ所のうち、3カ所のみ発電設備がない、この差はどこにあるのでしょうか。

近年、高潮による異常潮位もまれにあります。今後、計画的に整備すると答弁されましたけれども、直ちに整備すべき事案であると思いますが、伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 未整備だった3カ所は、発電設備の設置スペース、そういったものがかなりそこが狭隘でありまして、そういった問題もあって、なかなか進まなかったということも聞いております。今後、地元とそういった調整を行いながら、早期に整備が図られるように努めてまいります。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） ポンプ自体は、設置をしておるわけでございますので、工夫されれば、この非常電源も当然設置できると私は思っております。

異常潮位であるとか、それに重なって雨が降る、そうした場合、この美能地区の方は、本当にその都度その都度心配をされておる。我々もそういうときにはすぐ現場のほうに行って、その確認をしておるわけでございますけれども、ぜひともこれは、本当さつきすぐにでもって言いましたが、本当にすぐにでも私はやるべきじゃと思っておりますので、安心・安全のためにも、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、樋門でございますが、これについても、現場を回っておりますと、さびついたり、壊れていたり、用をなさない箇所があります。これの点検整備も必要と思っておりますけれども、伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員お尋ねの、そのさびついたりといった樋門というのは、海岸堤防に設置されております自動開閉ができるフラップゲートのことだと思っております。海岸施設ということになりますと、広島県が管理しております。まずは、そのいただいた情報をもとに、現地を調査をいたしまして、管理者を明らかにいたしまして、県であれば、適切な管理をしていただくよう要望してまいります。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） フラップゲートだけでなく、近年海岸にいわゆる砂が押し寄せてきて、海岸部分堆積をしております。その堆積状況によっては、やはり今の排水のパイプであるとか、土管であるとか、排水溝であるとかというのが、塞がれておる箇所もあるんじゃないかと、このように思っておりますので、その確認も含めて、よろしくお願いたします。

必要なときに、必要な力を発揮することができない設備は、防災設備とは言えません。市民の安心・安全のためにも、本当に早急な整備をお願いいたします。

次に、3点目の、砂防河川の早期点検、改修についてですが、県において、発災直後から、点検を実施したとのことでございます。その点検結果について、市は報告を受けているのでしょうか、伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 市は報告を受けているかということですが、データの提供をいただいております。そのデータの提供に基づきまして、砂防河川の中に道路と兼用している、そういった本来市が災害等で直すべき箇所等がありまして、そういったところについては、そのデータの提供を受けて、それをもとに調査を進めております。そういった連携した対応をしております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 心配しておりますのは、災害箇所のいわゆる見落とし、それや、河川内に流木や災害ごみがあるままの状態になっている箇所をどうするかということでございます。これについて、市の考えをお聞きします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 災害箇所の見落とし、これはあってはならないことでありまして、そうならないように、県、市、及び住民の方との情報も集めて、情報共有を密にして、努力してまいります。

河川内の流木ごみにつきましては、管理上影響の大きいものにつきましては、撤去する予定でありますし、現在、一部撤去もしております。箇所数が相当多いため、優先順位を定めて、緊急度の高いところから、順次実施してまいりたいと考えております。

○議長（林久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） こういうものが、二次災害の一つの原因ともなりますので、やはりその取り組みは早目をお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、3項目めの、江田島市新ホテル等整備事業プロポーザル公募についてでございます。ことしの3月に再公募をスタートし、現時点で十数件の問い合わせがあり、最終的に数社から事業提案書が提出されるのではないかと期待をしている。このままプロポーザル公募を進めていきたいと、答弁でございました。

進行中のプロジェクトを途中で棚上げするという事は、難しいということ、これは十分承知をしております。私が、今回、あえてこの質問をしたのは、上限5億円の補助金を災害復旧費に充当できれば、復旧のスピード、被災者の個人負担を少しでも軽減することができる。そうではないか、その気持ちからでございます。市長から、災害復旧に全力で取り組むとの答弁もありますので、本件については、来年3月のプロポーザルの結果を待ちたいと思いますので、再質問は控えます。

ただ、決して無理はしないでいただきたいということでございます。広島市内では、大型ホテルの進出計画が何件かあると聞いております。ホテルのほうがいわゆる過剰状況、状態になるのではないかとというような危惧もなされております。市長が今の2020年のポイントを、いわゆる一番いい時期じゃないかなということをおっしゃったけれども、その時期が一番よかっても、それを通り越したらどうなるかというところの心配もありますので、ぜひともこれは慎重に進めていただきたいと思います。

最後に、今回の災害で、多くの方にボランティアとして、御協力をいただきました。給水支援での自衛隊の皆様、遠くは鹿児島市、福岡県北九州市、粕屋町、宇美町、大野城市の皆様、石川県の皆様、私が現場で経験した地域の皆様でございます。本当に親切で温かい対応をしていただきました。私も現場でしっかりと勉強をさせていただきました。

また、市内の中学生、小学生、自治会、女性会、消防団の皆様、御協力をまことにありがとうございました。各地からの土砂撤去等の災害ボランティアの皆様、率先して応急の復旧に取り組んでいただきました地域の皆様に、重ねて感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林久光君） 以上で、7番、酒永光志の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時09分）

(再開 11時20分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、熊倉正造議員。

○5番(熊倉正造君) 5番議員、立風会の熊倉正造でございます。

傍聴席の皆様、朝早くから議会傍聴ありがとうございます。

初めに、このたびの豪雨災害等により、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

本来であれば、災害関連の質問をと考えたのですが、それは同僚議員に任せて、江田島市における、災害関連と同様に極めて重要な問題を取り上げました。

それでは、通告に従いまして、えたじま観光ボランティアの会の解散等に関する事について、3項目質問します。

最初の1項目めは、えたじま観光ボランティアの会がことしの3月に解散した事についてです。

江田島市第2次総合計画の基本構想第4章「未来を切り開くまちづくり」の数値目標に平成36年度に総観光客数100万人とあります。

平成27年度の実績観光客が54万人からすると大変厳しい数値であると思います。その厳しい数値を達成するためには江田島市、そして江田島市観光協会を初めとする、観光関連団体が丸となって目標達成に邁進すべきであると思うものですが、その観光関連団体でも、江田島市に来島する観光客に対し、真っ先に最前線でおもてなしの心を発揮し、好印象を与えて観光客の増加に寄与してきた、えたじま観光ボランティアの会がことしの3月に突然解散してしまったのであります。

解散してしまったというよりも、解散させられたと言うべきでしょう。

観光ボランティアガイドが不在という現状を江田島市はどのように認識し、ガイドを必要とする観光客に対してどのように対処しているのか伺います。

2項目めは、観光ボランティアの会の再結成等についてです。観光協会と観光ボランティアの会は一衣帯水、お互いが極めて密接不可分な関係であります。観光客が押し寄せる京都や奈良などの観光地は別として、一般的な市町村の観光ボランティアガイドや、その集まりであるボランティアガイドの会は、市や観光協会のサポートがなければ活動できない組織であります。一日でも早く、再びこのボランティアガイドの会を立ち上げるべき、観光協会を勧奨する江田島市が、この問題に積極的に関与して、現在の状態を打破してもらいたいと思います。

江田島市は、観光ボランティアの会が再結成するための具体的措置と再結成後の同会をどのように位置づけ、どのように処遇するのか伺います。

3項目めとして、江田島市観光戦略チーム「一歩」における観光ボランティアの会の位置づけ等について伺います。今現在、解散という立場にある多くの観光ボランティアガイドの方は、その使命の不完全燃焼の状態です。意欲十分で、ガイドに従事していたのに、突然の解散によって、活躍の場が奪われたのであるから当然でありましょう。江田島観光ボランティアの会が発足してから7年、この間、ボランティアガイド個人、

個人が自覚研さんし、実地に史跡に足を運ぶ等して、蓄積した貴重なノウハウを有するすばらしいガイドばかりであります。このままでは、この貴重なノウハウが失われてしまいます。これを、防止するためにも、ボランティアガイドの会を一日でも早く、再結成することを願うものですが、本年度から発足した江田島市観光戦略チーム、一步における新観光ボランティアガイドの会の位置づけと、具体的活用方策について伺います。

以上、えたじま観光ボランティアの会の解散等に関する3項目についての答弁をお願いします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 熊倉議員から、えたじま観光ボランティアの会の解散等について、3点の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、1点目の観光ボランティアガイドが、不在という現状を江田島市はどのように認識し、ガイドを必要とする観光客に対してどのように対処しようとしているのかのお尋ねでございます。

えたじま観光ボランティアの会につきましては、平成23年10月1日に設立をされております。それから、6年6カ月の間、本市の自然や文化史跡等に関する知識を深めるとともに、観光ガイドを行うことで、市の活性化に貢献をし、また、この活動から社会的貢献にも寄与することを目的といたしまして、活動を続けてこられました。

しかしながら、本年、平成30年3月30日に、会員の皆様の総意によりまして、解散されたと伺っております。

そのため、解散後におきましては、観光ガイドの需要に対しまして、市と観光協会で協議をし、現在では、観光協会のガイド事業といたしまして、土曜日や日曜日、祝日には小用港の観光案内所での案内を行っていただいております。また、ガイド役には、えたじま観光ボランティアの会に所属されていた6人の市民の方をお願いをしております。

このように、市内での観光案内業務につきましても、継続して行える体制を整えているところでございます。

次に、2点目の江田島市は、えたじま観光ボランティアの会が再結成するための具体的措置と、再結成後の同会をどのように位置づけ、処遇するのかのお尋ねでございます。

昨年、平成29年3月に策定をいたしました江田島市観光振興計画では、観光振興の担い手づくりとして、ボランティアガイドや観光関係の活動を行う団体の育成・支援を行うこととしております。

今後、市民の皆様の機運が盛り上がり、観光ガイド団体の結成、あるいは、えたじま観光ボランティアガイドの会の再結成といったお話となりましたら、市といたしましても、積極的に支援をさせていただきます。

最後に、3点目の江田島市観光戦略チーム、一步における新えたじま観光ボランティアの会の位置づけと具体的活用方策についてでございます。

観光ボランティアの皆様には、市外の方との縁づくりのリーダーといたしまして、積極的に江田島市のファンづくりの一翼を担っていただいております。

本市では、本年、平成30年1月に結成をいたしました観光戦略チーム、一步におきまして、市観光振興計画に掲げる施策を迅速かつ的確に展開していくため、5つの分科会を設置する計画でございます。

現在、その準備を進めておりまして、今月中、9月中には立ち上げる予定となっております。

その中には、おもてなしの担い手の確保などを検討する分科会の設置をする予定でございます。その際には、えたじま観光ボランティアの会に所属されていた皆様から、ぜひとも御意見をいただきたいと考えております。

今後とも、本市の観光振興の大切なパートナーといたしまして、御協力をお願いしたいこのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 今、市長から、観光ボランティアの会の再結成に対する理解ある言葉をいただいたと認識しております。再結成を望む、多くの旧会員もさぞ勇気づけたのではないかなと思います。

それではなぜ、観光ボランティアの会が解散ということが生じたのか、今後このようなことが起きないように、再発防止策も含めて、再質問させていただきます。

まず、基本的なことなんですけども、江田島市と江田島市観光協会との関係についてですが、地域おこし協力隊員が派遣され、補助金を出していると聞きますが、観光協会は江田島市の外郭団体に当たるのでしょうか、どういう関係なのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光協会に対して、江田島市のほうは、補助金を交付している、補助金交付団体というふうに認識しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 外郭団体ではない、それはどうでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） ちょっと外郭団体という定義がちょっと不明ですので、ようお答えできないのですが、現に、補助金を交付している団体であり、指定管理もしている団体というふうに認識しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） となると、観光協会は単なる任意団体、単なる任意団体との補助金を出しているというその関係ぐらいですか。質問の中で、私がどういう形で言おうか迷ったんですけども、監督があるかないのかが法規的に見つからなかったの、勧奨する立場の江田島市といたしましたけれども、江田島市と観光協会の関係は、本当単なる任意団体との関係、それだけでございますか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光協会につきましては、平成17年に設立していただいております。目的としまして、地域の持つすぐれた観光資源を紹介し、観光客の誘致拡大に努め、魅力ある広域観光ルートの整備など、対流性を高める観光振興策を、官民一体となって、効率的に推進し、観光事業各種地域産業の発展に寄与することを目的として、設立された団体というふうになっております。ですから、ちょっと言葉的に任意団体かと言われたら任意団体ですけど、市の観光施策を担っていただく一翼というふうには判断しております。

以上です。

○議長（林久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 今の説明で、おおむねわかりました。

それでは、江田島市が観光協会に出してる補助金は、年額幾らぐらいでしょうか、またその他の名目を出してる項目、金額はあるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（林久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光協会の収入につきましては、市のほうからは、平成29年度決算ですけど、補助金としまして、2,000万円、そして、ふるさと交流館を指定管理を受けていただいている団体ですので、指定管理料としまして、298万3,000円、この2つを市のほうからは支出しております。

以上です。

○議長（林久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 補助金を含めまして、2,300万円ぐらいというふうに理解していいのかと思いますが、その多額の補助金、人も出している。江田島市と観光協会の間には、監督関係はそうすると思わないのですけども、ただ、事務局長採用の面接試験も市役所で行ったと聞いておりますが、人事権については、持っておられるのでしょうか。

○議長（林久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） あくまでも、市のほうは何にも関与していないのではなくて、2,000万円なり、290万なりのお金を払ってますので、監査の対象となる団体になっております。

そして、先ほどお話しましたように、観光の一翼を担っていただくという団体であります。会長さん、副会長さんとちゃんとしておりますので、人事権についてというのは、うちのほうにはありません。

以上です。

○議長（林久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 人事権もないということもわかりましたけど、ちょっと補助金を出してる割には、余りコントロールがされてないのかなと思います。

それともう一つ、基本的なことを聞きますが、江田島市部等設置条例によれば、産業部の所掌業務に観光に関すること、それから、産業部の交流観光課の分掌事務として、観光事業の企画調査及び指導に関すること、観光団体に関すること、その他観光に関することとありますけれども、この交流観光課の分掌事務にある指導について、どのよう

に考えているのでしょうか。

観光協会も指導しているのでしょうか。しているのであれば、日常どのような指導をしているのか、お答えをお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 確かに、指導というのは、この最近、観光協会の事務局長さんのほうが体調を悪くされて、やめられたりとか、いろいろありましたので、それと、市のほうとしても、観光協会のほうとしても、独立した組織として、運営したいという意向もあります。

それで、職員のほうは、都度都度、観光協会の事務局のほうに伺ったり、来ていただいたりして、相互に情報交換、それは行っているというふうにしております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） それでは、ちょっと伺いますけども、今の指導というのは、すごい明白に明文の規定ですので、かなりの権限じゃないかと思うのですけども、3月に観光ボランティアの会が解散する旨、市に報告しましたけども、このときどうして観光ボランティアの会に解散を取りやめるように慰留、指導しなかったのでしょうか。慰留するのも指導、解散をやめさせるのも指導ではないかと思うんですけれども、このときしっかりした指導をしていたならば、今回の解散はなかったと思うのですが、なぜ慰留等の指導をしなかったのですか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光ボランティアの会の関係ですけれど、昨年12月ごろに会長、副会長さんらが来庁されて、一応、あんまりええ状態でないんよということはお話を伺ってます。その後、話をしまして、3月14日には、観光協会も含めて、ボランティアの会の会長、副会長も観光協会とあわせて、ボランティアの会の思いや何かを伝えて、一旦そこで落ちついたというふうには判断しています。ですから、それが慰留といえば慰留だと思います。

そして、突然3月30日に市長の答弁にもありましたけど、皆さんの総意で解散されたと聞いとんですよ。ですから、私らのほうとしても、いきなり寝耳に水じゃったということで、もうどうしようもなかったというふうに判断しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） ちょっとその辺の経緯がわかりましたけれども、それでは、次の段階にちょっと進みたいと思うのですけれども、一般的な市町村の観光協会と、観光ボランティアの会の関係は、相互依存、密接不可分の関係です。

例えば、観光または観光客に関する情報は観光協会に入ります。この情報を両方で共有して観光協会がボランティアの会に今回、観光バスが2台来ます。ボランティアガイドを2名出してくださいと電話すれば、そして両者が連携して対処する。そういう関係なんですけども、1、2年前までは、両者がこのような関係で、連携して観光客を増加させた。このような密接不可分の関係であるべき両者の一方が、他方に対して意に反

するようなことを要求して、今回のボランティアガイドの会の解散に至ったと言われてますけども、このような事案に至りましたけども、江田島市は今のこのどう対処し、どう指導したのですか、お答え願います。慰留したと言われてますけども、観光ボランティアのほうでは、慰留はなかったというような、その思い発言してますけれども、いかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） うちの慰留した内容としましては、要は、観光協会と両方がいい関係になっていただきたい。そういうなかなか難しいようなことがあったら、事務所の関係とか、どういうふうにやっていくか、そのところは、十分協議するし、観光協会のほうにも協議していただきたいという旨、それを了解していただいた上での一旦終わったと、整理がついたというふうに判断しておったんです。ですから、捉え方次第だと思うんですけど、慰留しとる、してないということは、うちとしては、慰留しているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 慰留したということ、わかりました。これはもう、どちらかという水かけ論、慰留した、慰留されてなかったということかと思えますけども、観光ボランティアの会のほうは、慰留がなかったというのが大分心象を悪くしているようなこともあるようでございます。

それから、大変気になることなのですけれども、観光協会において、ここ1、2年、新たな観光客誘致のための施策が全くないと言われてます。これまでは、有能な事務局長等が、市内の花づくり農家と調整して、観光客を花づくりの現場に案内するというツアー、あるいは、新たな発想による江田島観光のモニターツアー、これらを計画し、広島市等からの観光客に対するガイドがたくさんあったと言われております。今はそれが無いと言われる。これでは、平成36年度に総観光客数100万人という目標達成が危惧されます。江田島市は観光客誘致、増加を図るため、施策を積極的に行うよう、観光協会を指導すべきと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光協会の活動については、レンタサイクル事業とか、サイクリストのスタンプラリーとか、フォトコンとか、種々されております。それと、ことし、かねてからの話なのですけれど、あくまでも観光協会も自主的な財源を確保せないけんちゅうことで、一般社団法人化を今年度目指しておりましたけれど、事務局長さんが体調不良を起こされたり、それとまた、災害の関係で、観光客数の減とか、諸々の今、事情があって、なかなか進んでないことは確かだと思います。

ですけれど、今後、100万人目指して、ちょっとおくらせてますけれど、新たな団体として一步を立ち上げて、その中で、おもてなしの心とか、どういうもんがあったら来ていただけるか、そういうものを開発チームとか、5つありますので、その中で検討して、今度は実施計画なりをつくっていく、そして、観光協会、それを実施していただくような形になっていければいいなというふうには判断しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつそちらのほうの指導もよろしくお願ひいたします。

それと、一日でも早く、観光ボランティアの会を再発足させて、江田島市、それから観光協会、さらに観光関連団体とともに、総観光客数100万人を達成していただきたいと思いますが、観光ボランティアの会が解散するという今回のような事態が二度と起きないように、再発防止策を提案させていただきます。

小さな組織では、担当者が変わると、施策、政策が大きく変わり、今回のような事案になることが多々あります。今回のような事案を防止するには、人が変わっても施策、政策が変わることのないよう、両者が政策協定を結ぶ必要があるのではないかと思います。その内容は、相互に密接不可分な関係であることの確認と、相互尊重の精神、観光協会は、観光ボランティアの会の事務を担当して必要な支援、情報提供を行う。もう一つ、観光協会と観光ボランティア会は、情報共有に努める、そういう政策協定を両会長が署名し、江田島市が立会人となると、このような内容の政策協定を両者に結ぶよう、強い指導力を発揮してください。ぜひともお願ひしたいと思いますが、この提案はいかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 観光ガイドの皆さんの会が、新たに独立して立ち上がるかというのは、まだ、機運的にどうなっているかというのはわからないと思うんです。ですから、今、現在、観光協会の中で、観光ボランティアをしていただけているということで、6人の方が小用港で、土曜日と日曜日と祝日、観光案内をしていただいております。そういうような感じで、ボランティアの方が、やはり、それは、観光協会の中から、お願ひしとる方たちだけです。ボランティアの会の人というのが、新たに立ち上がって、やっぱり1つの組織にして、皆さんで情報共有していこう。自分たちの資質の向上とか、やっていかにゃいけん、別組織を立てられるというような話が上がったら、そういうような観光協会とも当然、密接な関係になってくると思いますので、連携協定とか、そういうような話になってくると思いますので、まだ、今、そのところまで行っておりませんので、それが立ち上がり次第、そういうような今回のことがないような状況をできるように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） ぜひとも、再び観光ボランティアの会が立ち上がったら、こういう再発防止策を考えていただきたいと思います。

私も、観光ボランティアの会の再結成のために、尽力を尽くしたいと思っております。

最後ですけれども、再結成した観光ボランティアの会と、観光協会、関連団体が、総観光客数100万人の目標達成を目指して、一致協力して頑張っていくことを祈念しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 久光君） 以上で、5番、熊倉正造議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

(休憩 11時50分)

(再開 13時00分)

○議長(林久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) 4番議員の岡野数正でございます。傍聴いただいている皆様、ありがとうございます。また今回、豪雨災害で被災された多くの皆様に、この場をおかりして、心からお見舞いを申し上げます。それでは、通告に従いまして7月豪雨災害後の対応について、2点の一般質問をいたします。

午前中、酒永議員より、7月豪雨災害の復旧、復興状況や、二次災害対策について、個々に質問が行われましたので、重複を避け、私は、復旧、復興計画に取り組む基本的な考え方、及び支援策等について伺いたいと思います。

今回の7月豪雨は、100年に1度と言われるほどの雨量を記録し、西日本の各地に甚大な被害を及ぼすこととなりました。本市においても累加雨量500ミリを超える豪雨により、市内各所で住宅の全半壊や、一部損壊、さらには、床上及び床下浸水など、住宅に対する、直接的な被害が発生をいたしております。また、道路や河川、そして、農地の損壊、さらに、断水や停電など、その被害はここ数十年では類を見ないほどの災害となり、今もなお日常生活を取り戻せない多くの被災された方々がおられます。

この豪雨災害に対して、江田島市も昼夜を問わず、市長を中心に全職員が一丸となって、鋭意取り組んでおられることに、まずもって敬意を表するとともに、さらなる御支援をお願いするところであります。

現在までに、江田島市や自治会、及び他都市からの応援隊、地元建設業者、さらには社協並びにボランティアの活躍などの取り組みによって、応急的な対応は着実に進んでおります。しかしながら、台風シーズンはまだ終わっておりません。被災者にとっては、雨が降るたび、風が吹くたびに不安が増幅するという厳しい現実が続いております。

一刻も早い復旧・復興は、被災者にとってはもちろんのこと、この江田島市に住む全ての市民の願いと考えます。

そこで、次の2点について伺います。

まず、1点目の、災害防止策を含む、復旧・復興計画についてであります。

過去に例のないような短時間雨量によって、さまざまな災害が引き起こされました。

災害をゼロにすることは、不可能と考えます。しかしながら、その被害を少なくすることは、取り組み次第では可能であると思うわけであります。つまり、ただ単に復旧するだけでは、同レベルの豪雨が発生した場合に、耐えることはできません。同じような被害が発生する可能性が高いと考えます。今回の災害原因をしっかりと検証され、同レベルの豪雨が発生しても、耐え得るような復旧・復興計画にしていきたいと、切に願うわけであります。

この点について、どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、2点目の生活再建支援策についてでございます。

今回の災害では、本市は、周辺市町と同様の災害救助法の適用を受けることとなり、

さらには、激甚災害の指定も受けました。国や県の対応には、感謝するところではありますが、適用基準には、厳格なルールがあり、対象にしたくてもできないという現実がございます。そうしたことから、江田島市が少しでも被災者のためにとということで、独自の支援策を打ち出し実施されております。歴史に残る100年に1度と言われるような豪雨災害です。財政負担もありますが、ここは思い切った生活再建支援策が必要だと考えます。

この質問は、先般、全員協議会で執行部側から御説明をいただいたものと一部重複いたしますが、事前に一般質問として提出しておりましたので、質問権を行使させていただくことといたしました。災害後、現在どのような支援策を実施されているのか、また、今後、どのような支援策をお考えか伺います。

以上、7月豪雨災害後の対応2点について、市長の答弁を求めます。よろしく願いをいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から、7月豪雨災害後の対応について2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の同様の気象条件にも耐え得る復旧・復興計画についてでございます。

今回の7月豪雨災害におきましては、江田島市を含め、各地に甚大な被害が発生をいたしました。

このような大規模災害の復旧・復興におきましては、同じような豪雨に対しましても耐え得るように、施設の健全度を高めていく必要があると考えております。

このため、復旧に当たりましては、単に原形復旧するというのではなく、被災した原因や被災のメカニズムを解明し、原因の除去を図った工法を採用することとしております。このことによりまして、復旧が完了した箇所におきまして、再び災害が起こること、いわゆる再度災害を防止するものでございます。

また、このたびの豪雨災害では民有地におきまして、崖崩れや土石流が市内で大小合わせまして、約50カ所発生をしております。

民有地で発生をいたしました災害の復旧につきましては、一義的には土地所有者の方が行うものでございます。

しかしながら、甚大な被害であることや、再発防止を図る観点からも、被害が一定規模以上の場合につきましては、行政が災害関連事業として実施をすることとしております。

具体的には、県におきましては、大規模な土石流や崖崩れについての砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策事業を実施いたします。

また、本市におきましては、中規模の崖崩れにつきまして、地域災害関連崖崩れ対策事業を実施いたします。

これらのことから、このたびの復旧・復興に当たりましては、これまでの災害復旧事業に加え、災害関連事業を積極的に実施することで、災害に強いインフラの再構築を図ってまいります。

次に、2点目の生活再建支援策の個別内容と今後の取り組みについてでございます。

被災をされた市民の皆様の生活再建につきましては、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく取り組みと災害の実情に対応いたしました本市独自の取り組みがございます。これらにつきまして、順にお答えをさせていただきます。

まず、災害救助法に基づく取り組みとしまして、4つの支援を実施しております。

1つ目は、応急仮設住宅の提供でございます。

この制度は、住家が全壊または半壊した方に対しまして、民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供するものでございます。この支援につきましては、市独自の制度を上乗せし、被災状況に応じて、住家の機能の喪失または床上浸水の被害を受けた方も対象としたところでございます。

2つ目は、住宅の応急修理でございます。

これは、災害のため、住家が半壊し、みずからの資力では応急修理ができない方を対象に、屋根、床、外壁、ドア及び衛生設備などの応急修理について、支援額の上限を58万4,000円として支援するものでございます。

3つ目は、被服及び寝具の提供でございます。

この制度は、災害のため、住家が全壊、半壊または床上浸水の被害となった方を対象に、寝具、洋服などの衣類、ティッシュや洗剤などの日用品、また、炊飯器、鍋、茶わんなどの炊事用具を提供するものでございます。

4つ目は、学用品の提供でございます。

この制度は、被服等の場合と同様の方を対象に、学用品を喪失、損傷して就学上支障のある児童・生徒に教材やノート及び鉛筆などの文房具、運動靴や体操着などを提供するものでございます。

このほか、災害発生直後の応急的な対応策といたしまして、浸水地域での防疫作業を実施しております。

次に、生活再建支援法に基づく支援についてでございます。

これは、支援金の給付制度で、住家が全壊または大規模半壊の被害を受けた方に対しまして、住家を再建するための支援金を支給するものでございます。

支援金には基礎支援金と加算支援金がありまして、基礎支援金は、全壊の場合100万円を支給いたします。

さらに加算支援金は住家を建設、購入した場合などに支給するもので、最大200万円が加算されます。この基礎支援金と加算支援金を合わせますと、住家再建のために最大300万円の支給を受けることが可能でございます。

最後に、市独自の施策でございます。

これは災害救助法及び被災者生活再建支援法による、支援の対象とならない方への支援策として実施するものでございます。

まず、住家及び敷地の復旧支援策といたしまして、2つの支援がございます。

1つ目は、豪雨災害による流入土砂等撤去事業補助金でございます。

この制度は、住宅等敷地内の土砂等を撤去することによりまして、土砂被害を受けた市民の皆様の生活再建を図ることを目的としております。

2つ目に、被災住宅の修繕補助金でございます。住宅が被災した方のうち、災害救助法によります応急仮設住宅制度などの利用をされていない方で、一部損壊、床上浸水の被害の方を対象に、畳の張りかえや床、壁などの修理を支援するものでございます。

次に、農業者及び事業者の方への事業再建の支援策といたしまして、2つの支援がございます。

1つ目は、農地再生特例補助金でございます。

この制度は、被害に遭った農地を再生し、農業者の方の生産意欲の早期回復を図るとともに、離農によります農地の荒廃化を防ぐことを目的としております。

2つ目は、中小企業や小規模事業者の方への利子補給制度でございます。

この制度は、今回の豪雨災害からの事業復旧のために、広島県や日本政策金融公庫などから緊急融資を受けた中小企業・小規模事業者の方に対しまして、その利子補給を行い事業者の方の負担軽減を図ることを目的としております。

また、このほか、住家が全壊または半壊などの被災された世帯の方に対しまして、市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、保育料及び上下水道料金などを減免することにより、負担の軽減を図るものでございます。

さらには、全国の支援者の皆様から寄せられました義援金の第1次配分につきまして、市独自に床下浸水で被災された世帯の方にも配分の対象とさせていただきまして、生活再建の支援に努めているところでございます。

以上につきまして現在の支援内容でございます。しかしながら、このほかにも広島県災害見舞金や各種融資制度などがございます。

このように多くの支援制度がございますので、広報及びホームページで広く制度の周知に努めますとともに、罹災証明書の発行状況と照らしまして、支援制度の申請漏れがないように、該当者の方への案内を行ってまいります。

市といたしましても引き続き、被災されました市民の皆様のご生活に寄り添いながら、一日も早い復旧・復興を実現すべく、全力を挙げて取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） 丁寧な御回答いただきありがとうございます。

それでは、これより、2点の質問について、順に再質問をさせていただきます。

まず、1点目の同レベルの気象条件にも耐え得る復旧・復興についてでございます。

今回の災害の主な原因は、歴史上類を見ないような、豪雨による土石流の発生や、河川の氾濫によるものであります。

先ほどの市長の御答弁の中で、復旧に当たっては、単に原形復旧するのではなく、被災した原因や、メカニズムを解明し、原因の除去を図った工法を採用するとのことでありました。まさにそのとおりであります。

なぜ、その河川は氾濫したのか、どうしてその場所で土石流が発生したのか、徹底した原因究明が必要と考えます。

そこで、伺います。被災した原因や、メカニズムの解明について、どのような形で検

証を進めていく予定なのか、具体的な考えをお伺いします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、被災原因、メカニズムを解明するには、現地において、被災状況を詳しく調査する必要があるとございます。河川護岸の被災を例に挙げますと、現地調査によりまして、被災箇所について、どのような状態でしたのか、専門業者により確認、考察をいたします。増水によって、流速が早まって、川底が深掘れし、その結果護岸基礎が浮いて護岸全体が倒壊したということが仮にわかったとします。これが、被災原因だと特定し、次に、復旧工法を考えていきます。

川底が深掘れした箇所を仮に埋めて、従前どおりの護岸で復旧したとき、今後、わずかな増水でも埋めた箇所が再度掘れて、さらには周囲に広がって、破損するおそれがあります。このようなとき復旧工法といたしましては、従前の護岸に加えて、深掘れ防止のためのコンクリート根固め工、こういったものを提案することがございます。これによりまして、今後同じような増水が起きたとしても、根固め工のおかげで、深掘れを防止することができ、再度防止が図れると、こういったことを全ての被災箇所において、調査を進めていって、復旧をしていくと、そういうものでございます。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。原因の究明というのは、やはり、再度災害の防止にとって、非常に重要な部分であると考えます。発生原因をしっかりと精査・検討して、その結果を踏まえて、改良復旧に取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

次に、復旧・復興計画でございますが、その中に、改良復旧という考え方があります。

当然、御存じのことと思いますが、国土交通省の補助事業の中に、改良復旧事業という事業項目がございます。これは、被災箇所の原形復旧のみでは、再度災害の防止が十分でない場合において、災害箇所を含む、一連区間の川幅を広げたり、堤防のかさ上げ等を行う施設機能の強化を図るための事業でございます。

特に、この事業補助は、通常の場合には、2分の1補助となっておりますが、今回のような災害復旧の場合については、3分の2補助となっております。この災害復旧の経費としては、非常に有利な補助事業であるというふうに考えております。とりわけこのたび本市の中で発生した災害については、河川の決壊や土石流の発生など、対象となる工種があると思いますが、この点についてどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員お尋ねのとおり、いわゆる通常の災害復旧事業では、効果が限定されて、課題が残ると、十分な効果が期待できないときに、改良復旧事業で事業実施が可能なきがあります。河川を例にとりますと、例えば、被災箇所の川幅が狭い、その反面下流は広い、こういったところに災害復旧に加えて、その被災箇所の川幅を広げることで、効果が大幅に向上する。こういったところが採択されます。

その具体的な採択基準といいますものが、国のほうで示されております。

大きく3つございまして、1つ目は、いわゆる災害復旧に要する費用、それと、改良するために必要な費用、これが、1対1を超えないと。仮に、災害が5,000万円だ

とすると、復旧費用も5,000万円以下、1対1を超えないというものがございます。

2つ目に、市町工事であっては、災害復旧の被災箇所の工事費が1,800万円以上、3つ目として、災害関連事業によって得られる効果が大きというものが、その3つが示されております。この3つ目というのが、非常にハードルが高くて、いわゆるただ単に広げても、下流が狭いというようなところでは効果が限定もしくは、下流への被害が大きくなるおそれもございますので、そういった上下流の流下能力が向上するその区間だけではなくて、一定区間向上すると、効果が高まると、そういったところが採択されます。そういった箇所は、本市においては、限定されることになるんですけども、そういった採択基準を満たすようであれば、積極的に申請していきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。非常に採択基準が難しい部分があるというようなお答えでした。私特に感じましたのは、今回、高下川というのが氾濫をしました。当然、過去にそんなに氾濫したことがないというふうに私の記憶ではあるんですけども、今回、氾濫したと、じゃあその氾濫したところをそのままにしておいて、じゃあ次に同様の豪雨が発生した場合に、果たして防げるのかという問題があります。ここら当たりについては、今後、しっかりとまた検討していただきたいと思います。

これは、先般行われました広島市議会でも、この点について改良復旧を求める声が多く出ております。江田島市においても、今回の豪雨災害を教訓に、再度災害の発生を防止するため、改良復旧という視点に立った、復旧・復興計画をされますよう、お願いをいたします。また、実施に当たっては、スピード感を持って、災害に強いインフラ整備に努めていただきますよう、強く要望して、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の質問でございます。

生活再建支援の取り組みの個別内容について、御回答いただきました。

個々の支援策については、国や県の基準に至らないものについても、市独自の支援策がとられており、被災者の皆様にとっては、励みになるのではないかと考えているところがございます。とりわけ、市独自の支援策として行われた私有地の土砂撤去の補助事業、これについては、多くの被災者の助けになったものと考えます。さらに、農地の再生や、中小規模事業者に対する補助など、市役所を各部局において、それぞれが知恵を絞りながら、市民のため、被災者のための支援策定に取り組まれたことに、心から敬意を表したいと思っております。

それでは、ここで質問に移ります。

多くの支援制度が整備されておりますが、それぞれの支援制度の申請期限等について伺います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 生活再建支援制度のそれぞれの申請期限について御質問いただきました。先ほど、市長答弁にございました各制度につきまして、本市独自のものについてお答えをさせていただきます。

まず1つ目として、応急仮設住宅の申込期限でございますが、これは、平成30年1

0月4日までとしております。

2つ目として、豪雨災害による流入土砂等撤去事業補助金の申込期限は、平成30年12月25日まででございます。

3つ目として、被災住宅の修繕補助金については、住宅の修繕が平成31年3月10日までに完了したものを対象とする予定としております。

4つ目として、農地再生特例補助金の申込期限につきましては、現在のところ、これは定めておりません。

5つ目として、中小企業、小規模事業者の方への利子補給制度につきましても、こちらについては、それぞれの貸し付け制度に係る申請期限が、現在のところ定められておりませんので、これについては、各制度の貸し付けの申請期限が決まり次第、これに対応して定める予定としております。

それぞれ、5つの制度について、申請期限がございます。定まっていないものもございますけれども、市民の皆様の復旧の状況を勘案しながら、個別に期限の延長についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。市独自の5つの事業について、その期限の御回答いただきました。そこで今、私がちょっと訴えたいのが、現在、復旧工事が非常にこの市内で多く行われております。当然のことながら、施工業者に頼んでも、なかなか来てもらえないというのが現状でございます。インフラ復旧から、農地の再生までを行うことになると、市内では、施工業者の絶対数が足りていないというのが現状でございます。期限内での対応が物理的に困難な状態も発生するのではないかとこのように考えております。この点について、どのような思いがあたりかお尋ねいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 私のほうからは、基本的な考え方のみ述べさせていただきますが、先ほども申しましたように、市民の皆様の復旧を支援するための制度でございますので、それぞれ土木建築部、産業部ともにその部分については、復旧の状況を見ながら、延長も視野に入れて、各事業については、推進させていただきたいとこのように基本的な考え方を持ち合わせております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。この点については、できるだけ、柔軟な対応をしていただくことが必要だと思います。現状を御確認いただきながら、支援策の活用を図っていただきたいと思います。

次に、今回の災害では、全国各地から多くの応援ボランティアや、義援金をいただきました。応援していただいた皆様に、心から感謝するところでございます。

そこで、義援金の配分について伺います。

全国からの義援金は、一旦県に集められ、本市に配分されるものと聞いております。先般、本市においても、被災者に対しての、第一次配分額が決定し、配分されております。

す。本来ならば、対象外の床下浸水もその対象に含めるなど、幅広い支援策をとられました。これについても、大いに評価するところであります。

そこで、配分された対象数とその金額について伺います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 災害義援金の第一次配分対象者についての御質問でございます。このたびの広島県からの第一次配分につきまして、配分金は、915万円、配分をされております。その内訳は、本市が8月2日現在で、県に被災状況を報告したものに基づいて、配分をされております。

人的被害として、重傷者の方が2名、住家被害として、全壊が10世帯、半壊が20世帯、一部損壊が108世帯、床上浸水世帯が43世帯の、合計183世帯となっております。これに、先ほど議員御指摘をいただきました。市独自の一次配分対象として、床上浸水世帯81世帯を加えまして、配分の対象は、264世帯を見込んでおりました。

これに対して、9月7日現在で、支給決定しました世帯は、これは、申請していただいた世帯数というふうに読み取っていただければと思いますが、重傷者が2名、全壊世帯が12世帯、半壊世帯が23世帯、一部損壊が40世帯、床上浸水世帯が24世帯、そして、市独自に配分をさせていただきました床下浸水世帯が47世帯で、1週間前の時点でございますが、合計148世帯の方に、申請をいただき、3日から1週間のうちに振り込みをさせていただいております。

なお、このように、当初264世帯で被災報告をさせていただいておりますが、住家被害につきましては、詳細調査の結果、損壊の程度が見直しをされており、当初の配分対象数からの減少が見込まれます。

なお、この精算につきましては、広島県の二次配分時に精算をさせていただく予定となっております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。義援金の配分は、恐らく今後もあると思います。いわゆる二次配分、三次配分などでございます。

2014年8月に発生した広島土砂災害においては、この二次配分、三次配分であらゆる被災状況を検討し、配分対象者の拡充や、金額などが決定されております。そこで本市においては、こうした配分をいつごろ、どのようなお考えで進められようとしているのか、また本市に直接届いた義援金の扱いについて伺います。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 今後の義援金の配分予定についてのお尋ねでございます。今後の義援金の配分予定につきましては、広島県の配分委員会の開催状況を確認しながら、広島県の配分委員会が開催された後、速やかに本市の配分委員会を開催したいと、このように考えております。

なお、昨日、広島県のほうに照会をかけましたところ、現在のところ、広島県の配分委員会の次期開催予定は今のところ立っていないと、この理由につきましては、県内各市町の特に被災状況が甚大であった自治体について、まだ被災状況が確定していないと

ということで、これを待って二次配分委員会を開催する予定であるというふうに伺っております。

次に、本市に現在まで届いている義援金の活用についてでございますが、9月7日現在で、536万4,311円の義援金を本市に寄せていただいております。このうち、第一次配分で、床下浸水世帯の方にも配分対象とさせていただきましたので、一次配分で床下浸水の方へ、260万円ほど、このうち活用させていただく予定としております。

今後の考え方につきましては、県の配分を待った後、本市の配分委員会を開催させていただきますが、その中で、本市の被災状況に鑑みながら、対象とならない世帯の方に対して、どのような形で支援させていただくことができるかどうか、この点を十分に配慮させていただきながら、配分委員会の中で御検討いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。配分委員会で十分御検討いただいて、少しでも被災された方々の助けとなるように、進めていただきたいというふうに思います。

私は、今も、市内各地の被災箇所を時々回っております。大きな被害を受けたところは、市当局も確認されており、被災者の方々もこの支援制度について、比較的よく御存じだと思えます。

一方、比較的軽度の被害で収まっている被災地にまいりますと、この支援制度、まだ十分に知られていないなど感じることも多々ございました。市においては、広報紙やホームページ、さらには防災無線での広報等、周知に努力されておられることは十分承知しております。それでもなかなか周知できていないという現状もございます。せっかく、皆さんが苦勞して作られた江田島市の災害支援制度です。多くの被災者にその内容を知っていただき、活用していただくことが重要と考えます。

そのためには、自治会や各種グループ、農協・漁協・商工会等、あらゆる機会を通じて、漏れのないようしっかりと周知を図っていただきたいと思えます。

引き続き、市当局におかれましては、復旧・復興を最優先事項として、被災者の方々が一刻でも早く、普通の生活が取り戻せるよう、全力で取り組んでいただくことを切望いたします。

また、今回の一般質問には、私以外にも、7月豪雨関連の質問が多く出ておりますこと、さらに、市当局の一層の頑張りを期待するところから、以上をもって私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（林 久光君） 以上で、4番、岡野議員の一般質問を終わります。

続きまして13番、胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 皆さん、こんにちは、お昼からの傍聴の市民の皆様、お疲れさまでございます。13番議員、立風会の胡子雅信でございます。通告に従いまして、2問の質問をいたします。

まず初めに、7月6日から7日におけるの豪雨災害において、被災された市民の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を切に願

うものでございます。

このたびの7月豪雨災害では、8月27日の全員協議会における危機管理課の報告では、人的被害においては、重症2名、軽症2名ということで、幸いにも死者はいませんでした。

住家被害においては、全壊8、半壊22、一部損壊108、床上浸水38、床下浸水81の計257軒であり、江田島市において、合併以来、最大級の災害であり、あわせて、県の送水トンネルへの土砂流入による原水供給の機能停止に加え、木下川の氾濫等による三高水系などの機能停止により、江田島市全域が断水となり、市民生活に多大なる影響を及ぼしました。早期復旧に向けた事業展開とともに、豪雨災害を教訓として、防災のあり方についても、もう一度検証していくことが重要です。

それでは、質問に移ります。

まず1問目としまして、7月豪雨災害についてですが、午前中、酒永議員、そして、先ほど岡野議員が質問されたことと重複しない点について、質問させていただきたいと思えます。このたびの7月豪雨災害において、災害対策本部を中心とした活動の検証はどうであったか。また、どのような課題が浮かび上がってきたか。

- 1、断水による給水活動等について。
- 2、災害及び復旧支援の情報発信について。

の2点をお伺いいたします。

次に、2問目としまして、広島県立大柿高等学校への新たな支援策の方向性についてです。8月10日に開かれた広島県教育委員会会議で平成31年度も引き続き、5月1日現在で、全校生徒数80人以上となることを目指す対応方針が決定され、来年度も生徒募集をすることが決まりました。江田島市及び江田島市教育委員会としての新たな支援策として、学力、学校生活などの、高校の魅力向上、そして、高校の魅力PR、そして、生徒の募集活動の3点を強化することの方向性が示されましたが、来年度にも取り組む具体的な施策、支援策をどのようにお考えなのか、お伺いします。

以上、2問についての答弁をお願いいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 胡子議員から2項目3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの7月豪雨災害についてお答えさせていただきます。

1点目の断水による給水活動等についてでございます。

江田島市におきましては、先般の7月豪雨災害によりまして、7月7日から市内全域で断水となったものでございます。

市では、直ちに給水に向けた準備を行いまして、断水の翌日、7月8日の13時から市内8カ所に給水拠点を設置いたしまして、給水活動を開始したところでございます。

また、日本水道協会の応援によりまして、翌9日からは廿日市市、10日からは北九州市を初めとする九州支部の9市町、14日からは山口県支部の4市の合計14市町から給水支援をいただきました。

さらには、海上自衛隊及び陸上自衛隊から給水車等による支援をいただきまして、7月24日の午後、市内全域が断水解除となるまで、最終的に25カ所の拠点で給水活動を行ってまいりました。

そのほか、このような給水拠点での活動だけではなく、命にかかわる人工透析を行っております病院や福祉施設等の12カ所への給水も実施させていただきまして、断水の影響を最小限に抑えるための取り組みを行ってまいりました。

また、給水所の運営や支援物資の配付など、地元の自治会の皆様や社会福祉協議会の皆様にはあらゆる場面で御活躍をしていただきました。このたびの給水活動に御支援、御協力をいただきました皆様には、大変感謝をしているところでございます。

しかしながら、給水活動には課題もございました。課題といたしまして、給水拠点が挙げられます。

断水発生直後には、当初8カ所の給水拠点しか設置できませんでした。昨年、平成29年3月に策定をいたしました江田島市第2次水道ビジョンにおきまして、災害時の給水拠点を、20カ所として想定をし、ホームページでもお示しをしております。しかしながら、今回は、市内全域の水源が同時に断たれるという過去に例のない断水でございまして、同時に全ての給水拠点を設置するということは、人員配置、仮設タンク等の資材、トラックなどの確保の面でも、困難でございました。

また、給水拠点の場所の選定につきましても、課題があると考えております。

当初、江田島市民センター、飛渡瀬消防屯所、鹿川小学校の3カ所の拠点では、給水へ来られた方の車で渋滞が発生することなどから、それぞれ、第一術科学校正門前、ゆめタウン江田島駐車場、能美運動公園に変更をさせていただきました。

特に鹿川小学校から能美運動公園への変更は、車での移動が困難な方に対しまして大変御不便をおかけいたしました。これらを踏まえまして、今後の給水拠点の設置には、駐車場のスペースや利便性を考慮した場所に変更をしたいと考えております。

今後、このような災害が発生した場合は、今回の経験が生かせるように準備をしてまいります。

次に、2点目の災害及び復旧支援の情報発信でございます。

このたびの豪雨災害におきましては、市民の皆様に必要な情報をお伝えし、不安を少しでも軽減するため、さまざまなツールを活用し、その特性を生かしつつ、積極的かつ頻繁な情報発信を図ってまいりました。

まず、避難所の開設や避難勧告など、市民の皆様に対しまして、すぐにお伝えすべき事項につきましては、防災行政無線や防災メール、防災ツイッターによります情報発信を行っております。

次に、通行どめ箇所や、給水箇所、断水の復旧予定など、早く市民の皆様にお伝えする必要のあるものの、情報量が多い、または図面で見ないとわからないといった事項につきましては、市のホームページやフェイスブックを活用した情報発信を行っております。

次に、災害の全体概要や、被災された方への支援制度やその手続などで、手元で確認した方がわかりやすい情報につきましては、市ホームページやフェイスブックのほか、

市広報誌やチラシなどを活用しております。

さらには、情報の伝達力の強いマスコミに対しましては、給水や入浴支援、災害ボランティアの募集などの情報につきまして、随時プレスリリースを行い、テレビや新聞で報道をしていただけるようお願いを行っております。

その他、行政以外におきましても、各種団体や隣近所による声かけなど、さまざまなルートにより、情報伝達が図られたであろうと推察をしております。

これらにより、今回の災害におきましては、これまでのところ、情報の伝達不足やわかりにくさに起因といたします、大きな混乱、こういった発生はなかったと考えているところでございます。

しかしながら、災害に関する情報は、速報性・正確性が特に必要なものでございます。引き続き、より速報性があり、より正確性の高い情報発信が図られますように、その手法を検討してまいります。

次に、2項目めの大柿高校への新たな支援策の方向性についてお答えをさせていただきます。

市では、大柿高校への支援につきまして、市長部局と教育委員会が別々に取り組むのではなく、しっかりと連携した上で、施策の検討などを行っております。

このため、私からは、大柿高校の現在の状況を答弁させていただきまして、具体的な施策の内容につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

平成26年2月に、広島県教育委員会が策定をいたしました今後の県立高等学校のあり方に係る基本計画がございます。

この計画では、地域住民や行政などで構成をいたします学校活性化地域協議会、この団体が主体となりまして、高校の活性化策を検討し、実施をするものでございます。そして、3年が経過した後に、全校生徒数が2年連続80人未満となった学校につきましては、統廃合等の措置をとるとされております。

大柿高校につきましては、3年間で経過した後となります平成29年度に77人、平成30年度に73人と、5月1日時点の全校生徒数が、2年連続で80人を下回っております。県の方針を満たさない結果となっております。

しかしながら、県教育委員会におきましては、大柿高校の存続に向けた地元の取り組み状況や熱意を考慮していただきまして、来年度も生徒募集を行った上で、80人の確保を目指すこととしております。また、確保できなかった場合でありましても、平成30年度の全校生徒数73人または新入生25人を上回れば、さらにもう1年、生徒募集を行って、80人の確保を目指すという判断をしていただいたところでございます。

市内唯一の高校でございます大柿高校の存廃は、教育環境の整備や、定住の促進など、大変な影響を及ぼしてまいります。

大柿高校は、江田島市のまちづくりに欠かせないものであるとの認識のもと、引き続き、高校と連携を図りつつ、必要な支援策を積極的に取り入れ、存続に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、具体的な施策につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡 健君） 私からは、大柿高校への具体的な支援策について、お答えをさせていただきます。

現在、江田島市としましては、大柿高校活性化事業、大柿高校魅力化事業や、灘尾基金国際交流支援事業を利用し、大柿高校の魅力ある学校づくりや市内中学校と連携などの取り組みを進めてきているところでございます。

本年6月定例会におきましては、追加支援策として、通学費助成率のアップと公営塾講師の増員の2点の予算増額の承認をいただいたところでございます。

また、学校PRのため、昨年度は、市教育委員会で行った呉、広島市内の中学校への訪問を、今年度は、大柿高校とともに行うよう計画しているところでございます。

さて、議員、お尋ねの新たな支援策についてでございます。

今年度5回開催されました大柿高校活性化地域協議会では、大柿高校主導のもと、さまざまな活性化策が協議されました。

その中で、市及び市教育委員会として、学校のさらなる魅力向上を図ること、その魅力のPRを行うこと、生徒の募集活動を行うことが重要であると提言させていただきました。

そのための具体的支援策の一つとして、大柿高校も強く希望されている魅力化コーディネーターの配置がございます。これは、大柿高校の魅力アップの向上策を行ったり、中学校と高等学校の連携をこれまで以上に促進したり、市内外の関係機関の調整役を担っていただくと言うものでございます。

さらに、大柿高校の魅力を市内外に発信するPR業務を行っていただきたいと考えております。

これらのことにより、大柿高校の魅力がさらにアップし、そのことを市内外の皆様が認知し、関心を持っていただくことで、入学者数の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、その他の支援といたしましては、台湾への修学旅行の経費、英語技能検定料の援助、部活動指導者招聘への支援などにも取り組んでまいりたいと考えています。

島で唯一の大柿高校を、これまで以上に魅力ある高校となるよう支援し、存続に向けて前向きに取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） ただいま2つの質問事項について答弁をいただきました。これから1問ずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

7月豪雨災害についてでございますが、まずは、断水による給水活動等について、再質問をさせていただきます。

江田島市におきましては、皆さん御記憶にあるかと思いますが、平成18年8月の送水管トンネル崩落事故、これは海田から矢野東の間のトンネルの崩落でございますが、これ以来12年ぶりの大規模な断水でございました。このたびは前回と違いまして、木下川の氾濫等によりまして、三高水系等も機能停止となり、市内全域での断水となった

ことは先ほど申し上げたとおりでございます。

断水活動におきましては、前回の経験が生かされたかどうか、この点の検証も必要になってくるのではないかというふうに思います。ただ、12年前と異なるのは、一つには、土砂災害との併発があったこと、そして、さらなる高齢化であったこと、これは、平成18年からこのたびについては、約10ポイントほど高齢化率が高まっているというところがあります。

さらに、水洗化率ですね、下水道事業が進んだこと、そして、合併浄化槽等の補助金によって、水洗化率が上がりました。こちらも、約10%、10ポイントほどアップしていただいているのではないかと考えています。

そして、4つ目としましては、外国人市民の増加なんですね、これは、平成18年のときには、370ぐらいの人数が、30年度では、700人を超えるといってみれば、ほぼ倍増していると、そういったところが、前回と大きく異なる点ではないかというところでもあります。

それで、先ほど、市長答弁の中で、給水所、そして、給水の箇所について、このたびの問題、課題が出てきたと御答弁いただいております。私も、先ほど市長答弁の中にある、3つおっしゃいました。鹿川小学校、飛渡瀬屯所、消防屯所ですね、それとあと、江田島市民センター、こちらのところが、やはり当時設置したところが、問題があって急遽変更になったということでございます。

私も、この災害後、7月7日から断水しまして、これが土曜日でした。8日が日曜日で9日が月曜日というそういったカレンダーでございましたが、そのときに、やはり議会運営委員会がございまして、この江田島市民センターに赴きましたところ、かなりの混雑がありました。これは、給水に来られた方、そして、そのときに、井戸水の検査、こちらのサンプルの受け付けがまだこちらの市民センターにあったわけでございます。

やはり、給水ポイントとしましては、江田島町地域では、切串とこの市民センターしかありませんでした。なおかつ、1人20リットルという制限があるんですけども、やはり、水をとりに来られる方、そして、井戸水のサンプル水を持ってくる方も、皆さん車なんです。なぜ、当初皆様方、我々議員もそうですけども、議会もそうですけども、この市民センターが駐車場がないということは重々承知の上であるんですけども、なぜ、第二次水道ビジョン、断水時の給水ポイントに、こちらの20カ所指定されているといいますけれども、ここに置かれたのかというのが、平成18年の断水の際の11月に、18年の11月に、総務常任委員会が開かれておりますけれども、ここでやはり、給水場所及び設置数は十分であったかという議論が常任委員会で行なわれているんです。そこでやはり、公共の交通に支障を来さない場所であることとか、断水地域の中で、集落のある場所などを条件とか、あとは、公共用地で、給水車を駐車でき、かつ給水に来た市民の皆様が車の駐車ができる場所ということで、議会のほうとしても、こういう検証はしているわけです。そういったところを鑑みるに当たって、なぜ、この市民センターをポイントとして既に選んでしまったのか。そこら辺のところを教えてくださいというふうに思います。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） その件につきまして、いろいろ企業局内で論議しまして、やはり、一応、前回の場合、奥小路浄水場が使えたもので、こちらが給水拠点、広銀の前で、消火栓を設置できたということとか、給水拠点がいろいろできたんですけど、今回は、奥小路水系も使えない、どうしても場所的に確保することができないということで、急遽江田島市民センターのほうへ給水拠点を設けました。その後、やはり、井戸水とかの検査とかいうことで、やはり、警察のほうからも、ちょっと苦情、交通整備員が出てないとか、いろいろしたんですけど、どうにもちょっと状況的に一気に集中したということで、どうしても無理だということで、自衛隊の横のところに、正門前のところで給水拠点を設けさせていただきました。

以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。企業局のほうも、こういった今、本当に緊急のところで、皆ばたばたされている中で、こういった状況に陥ってしまったということでございますが、これは、今回の断水のこと、もう一度検証していただく中の一つとして、場所というのはやっぱり重要になってくると思います。やっぱり何よりも、給水所を設置するに当たっては、やはり、利用者の視点に立った給水ポイントというのにも必要ではないかというふうに思います。12年前に起こった災害のときには、呉、江田島が大規模な長期断水でございました。そのときには、財団法人の国土技術研究センター、JICEというところが、利用者の視点に立った渇水耐久体力指標の研究というふうなこともやられています。確かに、まず第一義的には、公共施設、これがまず一つであると思うのですが、一方で、給水に来られる方が、こういった配置になっているかというのは今後気をつけていかななくてはならないのか、というのが、やはり高齢化率が、前回と10ポイント上がりました。ということは、なかなか車で行けないお年寄りの方々がふえているという現状があって、その地域においては一番最適な場所というのが、やはり、5年、10年、変わっていくような感じがしてきます。こういった意味では、そういった設置場所も、今後、自治会さんとか、諸団体の方々といろいろな意味で意見交換をしながら、やはり、対策を、対策というか、次に備えるべきではないのかなというふうに思います。

ちなみに、高齢者の方々、先ほど御答弁にもありますけれども、社協さんが、自分たちが把握してるお年寄りの方々には水を配付したりであるとか、自治会さんが、高齢者の方々に水を配付したということもありますけれども、このたびの中で、高齢者に対するこういった給水等について、何か御意見が企業局等に入ってるのかどうか、もしくは、災害対策本部でこういうふうにすればよかったんじゃないのというふうな意見があれば、御披露していただきたいなというふうに思います。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 高齢者の方については、一応、自治会等で、女性会とか、いろいろな他方面のボランティアとかという形で、給水のほうお願いしておりました。一応企業局のほうについては、苦情等はございませんでしたけれど、一応、お願いとしては、自治会を人数の減少等で、自治会とか、頼りがちょっと今回ありませんでしたの

で、また、災害によりまして、道が寸断されましたので、現地とか、給水車をすぐに配置するというのが困難でございましたので、一応、給水拠点が減少したのに踏まえ、一応活動としては、精いっぱいこれが限界でございました。申しわけございませんでした。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 確かに、そういうふうな問題、課題が出てきておりますので、今後、次に起こるであろうという前提に、やはり、検討していかなくてはいけない大きな課題だと思います。これは、高齢化率がこれからも上がっていくものも予測されますし、また、水洗化率の向上もあって、飲料水だけじゃなくて、生活用水、こちらのほうのところで今回、苦勞されたおトイレに水が必要、それ以前は、水洗化してないときに必要でなかった、12年前必要でなかった方々がこの水洗化したことにより、そういった水も苦勞されたということもありますので、ここもやはり、一つ今後の検討課題になるのかなというふうに思います。

それで、次に、井戸水についてお聞きしたいと思うんです。

これは、12年前にも井戸水の無料検査されたと思います。いわゆる、検体数とか、水質の基準適合といったものも市のほうは把握されていると思います。このたびも、井戸水の無料の水質検査されておりますが、こういったデータを何か生かせないかどうかと思うんですけれども、この点について、企業局長いかがですか。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 申しわけありません。井戸水のほうは、ちょっと私ども管理しておりませんので、申しわけありません。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 井戸水の検査につきましては、地域支援課で対応いたしました。1週間後に三高支所のほうでも受け付けまして、それは、三高のみ給水が長引くということで、合計3日間しました。災害が7月6日の夜間からだったんですけれども、翌月曜日の7月9日、この日が全4カ所といいますか、三高支所も含めて5カ所で受け付けました。これに加えて、1週間後の三高のみで17、18の2日間受け付けました。これらを全部ひっくるめまして、検体数635でした。635のうち、飲用可が231、36%に相当します。煮沸すれば飲めるというのが134検体、21%、それから、飲用不可が残りの270になります。43%という結果でして、これは、平成18年のときのデータも確認してみたんですけど、ほぼ同じような傾向でございました。以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。検査のデータということで、活用できないかということもちょっと御提案になるんですけども、このたび、民間企業の方が洋伸建設さんが自社の井戸水を解放されました。また、能美金属工業団地におきましても、井戸水の開放、そして、洗濯のサービスもしていただきました。また一方で、フェイスブック等々では、江田島中央の江田島銘醸さん、能美町高田の光源寺さん、大柿町柿浦の濱口醤油さん、そういった民間の事業者さんもしくは自社が、井戸水をもちろん飲むときには煮沸してくださいというふうなコメントが入っておりますけれども、そういった

意味では、地域の方、地域のところが井戸水の開放をさせていただいているんです。そういった意味では、今後、自己水源として、85%県の用水を頼らざるを得ない江田島市でございます。そういった意味では、井戸水の活用ということで、ぜひ、こういった井戸の所有者さんが了承を得れば、まさかのときの命の水ということで、江田島市ならではの井戸水マップというのをつくっていただければなと思うんですけれども、いかがでございますか。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 二度とこのような断水が起きることは考えたくないわけですが、このたびの井戸水検査で、井戸水検査しましたのは、あくまでも飲用可となった場合には、地域で御利用いただくという前提で公費で検査をしております。それで、井戸水の飲用可の合格になった方には、注意事項と、こうした共助利用というチラシを送付しまして、地域で利用できるようにしてくださいねというお願いをしております。

胡子議員の御提案は、これをいざというときに備えて、ふだんからマッピングしてということをしてはどうかということでございます。

先ほど言いました、二度とこのような断水起こってほしくないわけですが、何があるかわかりませんので、その点については、今後、研究させていただきたいと考えております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） こちら、くれえばんという呉市の情報発信の情報誌があります。これは、明岳市長も御存じだとは思いますが、両城、三条の取り組みの中で、手押しポンプ、こちらのほうは、4カ所で可動してると、これも平成19年から順次整備してと、この地域の中で、防災マップに表示されているということなんです。そういったところもあって、江田島市の井戸水、議員の皆様もそうだと思います。傍聴の方もそうだと思うんですけれども、意外とその井戸水で何とか生活用水になっている方々いらっしゃるんですね。そこを何とか一つ共助の心で、地域の防災のときに、いざというときの命の井戸水というふうな施策展開もしていただきたいなど、できれば、公共施設に、打ち抜き、井戸水が水が出るかどうかわかりませんが、公共施設のそういったところに、井戸水、打ち抜きで、そういった井戸水を持っておくというの必要なのではないかなと、そこで、教育委員会さんにお尋ねするんですが、12年前の断水の後に、大柿中学校に井戸水が掘られたというふうに私、記憶にあるんですが、このたび、大柿中学校の教員の方からお聞きした中で、そういった井戸水が12年前掘られたという、それまで全く利用されてなかったの、このたび、全く機能しなかったというふうにお聞きしてるんですけれども、この点について、教育委員会のほうは把握されてますでしょうか。

○議長（林 久光君） 御堂岡教育長。

○教育長（御堂岡 健君） 井戸を掘った経緯については、私も、大柿中学校の教員だったときなんで、鮮明に覚えています。井戸を掘ったのは、体育館の裏なんです。そこに掘ったのは、前回の断水に伴うことじゃなくて、それ以前に、体育館の裏を畑と

して使うときに、水が必要であるということで、井戸を掘ったというふうに記憶してま
す。前回の断水時、平成18年の断水時には、非常にそれが役立って、井戸水を使って、
体育館のトイレの、ちょうど体育館のトイレが水槽形式で、そこにホースで水を入れた
ら、水洗便所が使えるようになってまして、非常にその点では、有用だったと、ただ、
その後、大柿中学校の中で、畑としての活用がなかったために、途切れた部分があって、
使ってなかったということで、今回、使えなかったというので、急遽修理して、使える
ようにして、何とかあったというふうに把握しております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今、何が言いたいかという、先ほど井戸
水のマップをつくるのか、いろいろ御提案をさせてもらいました。公共施設の近辺にそ
ういった打ち抜きのそういった自己水源の微々たるものですが、確保ということで、提
案させてもらったんですけども、やはり、先ほどのように、人が移動していくと、ど
うしてもそれが引き継がれないと、何もこのたびのときに利用できないとか、そうい
うことも起こるんで、そういったことのないような、やはり仕組みづくりを含めた、命の
水の井戸水作戦というのを、ぜひ、江田島市のほうで、展開していただきたい。それは、
先ほど、市民生活部長が、二度と起こってはならない、起きてはならないという話で
ございますが、残念ながら、今、江田島市、水道の広島県からいただいておりますけ
ども、今、海底導水管が、昭和38年、55年経過しており、今、5年に1遍、中の状
況を点検、外視で点検、中の管がちゃんと送水に耐えられるかどうかを点検しているわけ
なんです。という意味で、いつ何どき起こるかわかりません。また、2年前には、福山
の走島、大型船がアンカーで送水管をひっかけた事件もあるんです。そういった意味で
は、いつ何時、県からの、今たまたまこのたびは、本土側の送水管というのは土砂流入
になるとか、前回のようなトンネルの崩落とか、そういうふうな原因ございましたが、
この送水管、導水管が、いつ何どき何になるのかわからないんです。そういった意味で、
今後の対策、先ほどの給水ポイントの確認、そして、井戸水の確保、そして、そうい
ったところの情報共有を、行政・市民そういったところで情報共有できればというふう
に思っております。そういったところをお願い申し上げまして、次の、質問に移ります。

次は、情報発信についてでございます。

このたびの災害では、やはり一つ、情報発信についての検証も大切でございます。

午前中に酒永議員のほうも、防災行政無線、特に、不必要だと思われる情報を一斉配
信するのはどうかというふうな質問もございました。それにあわせて、いろいろと今、
情報発信のツールごとに、やはり、問題、課題があるかと思っておりますので、この点につ
いて、質問させていただきます。

防災行政無線ですが、やはり、これは、過去の江田島市議会においても、豪雨が起
ったときの災害について、台風のときにもそうなんですけれども、やはり、聞こえない
とか、大雨のときに窓を閉めて聞こえない、台風のときに風が吹いて聞こえない、い
ろいろな問題、課題がございます。そして、戸別受信機、これも、一斉配付してはど
うかという質問もさせていただいたことがあります。今、デジタル化になって、フリー
ダイヤルで、とりあえずは放送内容が聞ける状況にはあるんですが、私も7月の中旬に確

認をしてみましたら、16件ほどあるんですね、聞ける情報が。いわゆる直近の16時間のものが全て聞けるようになってるんです。ただ、16件あると、1件の放送が3分とすれば、やっぱり3、40分、全部聞こうと思ったら、どれが必要かどうかって私もわからない。一から聞くしかないんですよ。そこも一つの問題なのかなというところがあります。ちなみ、平成25年に半額補助制度、これは戸別受信機についてでございますが、今、何台ほど戸別受信機を持っているらっしゃる世帯があるのか、この点について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 戸別受信機なんですけど、まず、自治会長さんとか消防団長さん等含めまして、約市内で300台の家庭というか、家のほうに無償貸与とか補助金等で配付させていただいております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 一つ御提案させていただきたいというのが、この防災行政無線、本当に重要な情報発信の大切なものの一つでございます。これ常時においても、平時においてもです。このたびは、大崎上島町のほうで新聞記事では、ここは全戸配付というのがありました、4,000世帯。江田島市、今、私もいろいろ調べてみると、戸別受信機においての全戸配付を考えている研究会等もあるようでございまして、この点をもう一度、もう1回考えていただければなというのがあるんですが、ただ、戸別受信機というのは、防災行政無線を受信するしか機能がございませぬ。一方で、海田町でございすけども、防災行政ラジオというのがあるんです。これは、自己負担1件2,000円ですかね、2,000円を払えば、防災行政ラジオを町民である以上貸していただくと、有償対応です。そうすると、平時は、AMラジオ、FMラジオ聞けるんです。LEDのライトもついてます。防災行政無線が鳴ると、強制的にそれがそこから流れるんです。つまり、災害時はやはり、ラジオ必要ですよ、光が必要ですよ、暗いときには、停電なると光が必要です。そういった意味で、この防災行政ラジオというのをぜひ御検討いただきたいと思うんですけれども、危機管理監いかがでございますか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 防災ラジオの件なんですけど、戸別受信機に比べて、随分安いと、1つのラジオが、ということがあるんですが、今うちのほうはデジタルの防災無線ですか、それを整備しております。それを利用してやる場合には、それぞれのパンザマストというか、柱があります。そこにデジタル無線をアナログに変える機械を取りつけて、それでも電波が弱い分しか使えませぬので、1つつけて、数百メートルの直径とか、それぐらいしか防災ラジオで放送できないようになっております。あと、柱につける変換機なんですけど、今、デジタル無線の建てるときに、柱に対しまして、ほかのものを取りつけるというような強度計算はやっておりませぬので、うちのほうの考え方としましては、今、防災電話、ファクスというのを入れております。それを利用いただければ、自分の家に電話がかかってくる。ファクスがかかってくる。自分から情報をとりにいかなくても、避難情報等、そういうのは聞けますので、そちらのほうをできれば普及させていきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） ちょっと今、防災行政ラジオのほうも、いろいろまだあると思うんです。そういった意味でちょっとまた検討していただければなど、例えば、二本松市役所、二本松市ですよ、そこでは、戸別受信機、防災ラジオということで、防災行政無線のアナログ無線からデジタル化への機器変更に伴って、市内全域を対象として280メガヘルツ、防災行政情報配信システムを整備することにしたというふうになっておる。という意味では、何か方法があると思うので、できましたら、やはり、防災行政無線、フリーダイヤル聞いても、1回聞けば16件ありました。聞きづらいです。そういった意味で、しかも、電話とか、ファクスもやはり、なかなか停電のときにファクスが流れるのかという状況も出てくるでしょう。そういったところで、なにはともあれやはり、防災行政無線の情報だけじゃなくて、ラジオ、AMラジオ、FMラジオでいろいろな情報が聞くことができます。そういった意味で、もう一度、再度、そこら辺深掘りしていただいて、検討していただければなあというふうに思います。

次に、防災情報メールなんですけども、このたび、御活躍していると思います。ただ、こちらの登録が非常にちょっとやねこいかなというふうに思ってしまうんです。実は私も以前は、防災情報メールじゃなくて、お知らせメールというのが、たしか防災の情報も流してました。ところが、2年前に、分離した防災情報メールということで、実は、恥ずかしながら私も登録してませんでした。ということで、市からの防災情報メールというのは私は期間中見てなかったんです。よくよく見ると、ホームページを見て、いわゆるCRコード、QRコードを読み取ってサイトへアクセスし、空メールを送信し、仮登録と、届いたメールに記載されたURLにアクセスし本登録をするというこれは非常に本当に江田島市民の皆さんがどれだけ登録できるかというちょっとやねこい仕組みになっておりますが、この点の中で、今、登録されてるは何件あるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 防災メールなんですけども、今のところ942名の方が登録していただいております。また、この防災メールにかえましたのは、前のお知らせメールであると、配信に時間がかかるということがありましたので、すぐ一斉にできるように、防災メールにかえております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今、900件を超える登録件数でございますが、まだそれがふえるように、何か工夫をしていただければなあというふうに思います。

あと、緊急速報メールなんですけども、これいろいろと各市町の中、特に東広島市であるとか、大崎上島町で、こちらのほうの今回の豪雨災害のときの発信のことについて、新聞等に出ておりました。江田島市におきましても、NTTドコモさん、そしてau、そして、ソフトバンクとの契約はされていると思います。ついおとといでしたか、大雨のときの土曜日に、私もちょっと江田島市外で江田島市に近いところで着信しまして、これもなかなかいいものであるというふうに思っておりますが、こちらについての要は発信基準であるとか、そういったマニュアル、こういったものはしっかり整備されてい

るのかどうかってことの確認をさせてください。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 緊急速報メールに関してなんですが、これは利用につきましては、それぞれの携帯業者で統一で決まっております。文字数とか、発信する情報、その内容につきましては、避難情報ということで、練習ではだめだけど、本番のときには使えるというふうになっておりますので、うちのほうは3社一斉に流せるようにシステムをつくっております。

以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 済みません。流せる3社のそのものに流せるのはわかっておるんですけども、その流すどういった情報のときにその流すべきかどうかというその基準とそのマニュアルというのが整備されているかどうかという質問でございます。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 失礼しました。避難情報について流すようにしていません。そのときには、普通の防災メールも流します。そのときに、一斉にボタンを押しますと、流れるようになっておりますので、その避難情報につきましては、緊急速報メール、流すようにマニュアル等整備しております。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。ちょっとここら辺が新聞の中で東広島のほうが、結局スマートフォンに携帯電話に流す、今のこの緊急速報メールを2011年以来、導入以来使ったことがなくという発信のマニュアルを作成とか、そういったものがなかったことがあったんで、江田島市はしっかり配信されてますけれども、これをきっちり、どういったときに発信、このときに例えばこういう気象条件ときに発信するんだとか、そういうマニュアルとか基準があるのかどうか、確認させていただきました。ありがとうございます。

それで、あとは、やはり先ほどの水の給水するときにも申し上げましたけれども、このたびは高齢化の問題と水洗化率の向上の問題もありました。一方で外国人の増加、2倍になっているというところでございます。

このたびは、フェイスブック等で易しい日本語ということで、水、そして、入浴サービス、こちらのほうしっかり情報発信していただき、1人の外国人が把握すれば、そのコミュニティがありますので、この方々が口コミの中で、うまく機能した部分とあとは、一部実習生おられますので、雇い入れ企業の方がやはりそういったフォローをされていると思います。もちろん、外国人市民の方々もある企業さんであれば、今回、水災害のときのボランティアで活動されてたことも聞いております。そういった意味では、30代、40代というかなり若い方々がいらっしゃるので、今後とも、このたび、江田島市国際交流協会というものを設立予定でございますが、こちらのほうも、防災という観点も含めて、いろいろとコミュニティ、ネットワークづくりをしていただければというふうに思いまして、最後の質問に移ります。

大柿高校への新たな支援策の方向性についてでございます。

先ほど、教育長のほうから、いろいろ御答弁いただいておりますが、一つに、このたびは本当に、まずは、来年度募集が決定したことに、安堵等をしております。ただ、これから、1年1年が本当に勝負の年ということになりまして、今後の支援策をきっちりやっていくことが、今後の志望者増につながるのではないかなというふうに思います。

ここで、今、公営塾のことですが、今、公営塾のほうも6月定例会の補正予算議決後に1名増員ということですが、ここの、情報共有というものが必要になってくると思います。江田島市行政のほうと、教育委員会、そして、学校、そういった塾の講師、こういった方々の定期的な意見交換、そういったものがないと、やはり、塾自身が勝手に方向性進んでもいけませんし、やっぱり大柿高校と連携も必要でしょうし、一方で、財源を提供している教育委員会としても、やはり、どういったように機能しているかということが必要になっていくかと思っておりますけども、こういった協議の場というのを今後つくっていく予定はあるのかどうかということをお確認したいと思っております。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 公営塾との連携ということだと思います。今回の補正で1名から2名にふやさせていただきました。当然、ふやすということに関しても、教育委員会だけで行うということは当然できません。大柿高校を育てる会とか、高校、それぞれ連携をとりながら進めてまいりました。当然、今後も、この塾の運営に関しましては、何か会をつくるかということはおございませんが、やっぱり、高校生にとって、何が一番いいのかということ、塾の講師の先生も当然知っておりますし、教育委員会のほうも連携をとりながら、大柿高校、市、市教育委員会、公営塾、これが本当に機能するように、やっていければと思っております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。ぜひ、公営塾、せっかく今できております。これがうまく活用できるような関係各位の中で、情報共有というのをぜひお願いしたいと思っております。

今度は、魅力化の中で、先般、9月7日にホームページで公開されておりますが、大柿高校の魅力化コーディネーターの募集ということで、9月7日から21日にと短期間ではありますが、1名募集ということになっております。こちらのほうは、市の嘱託職員ということでございますが、これは地域おこし協力隊とか、そういったものの活用されるのか、それとも全く別個の嘱託ということなのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今回の募集に関しましては、市の嘱託ということで募集いたします。これも、緊急的ということでございまして、早急に何か手を打たなければいけないなあということで、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、この魅力化コーディネーター、とりあえず、大柿高校のPR活動を支援していただこうと、今のところは思っております。これもことし限りというのではなくて、来年度以降も議員さん言われましたように、地域おこし協力隊とも協力して、また、この魅力化コーディ

ネーターというのも地域おこし協力隊とあわせて任用できればいいかなと思っております。とりあえずは囑託ということでございます。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。できれば、もう一つ、一步、今、ここでの募集の中の仕事の内容としては、大柿高校のPR活動とか、大柿高校が実施する生徒募集に関する事とか、インターネットツール等活用した情報発信ということでございます。その中で、何と云っても、例えば教育委員会と学校とそういったものをつなげるだけじゃなくて、地元地域の方々とか、あとは企業とか、また行政、そういったところを結びつける地域コーディネーターというところに高めていただきたいなど、また、公営塾の講師の話に戻るんですけども、ここは、地域おこし協力隊、基本的には、都会から移住していただくための施策ではあるんですが、例えば、公営塾の塾講師を地域おこし協力隊という制度を活用するのもいいんじゃないかと、例えば、3年間、もしくは最大3年間任期をしたらまた外に出ていきますが、ただ、教育者としての教員になりたい方が、そこで塾で高校生とコミュニケーションを図りながら、学力を上げるとともに、講師力というか、教員力を高める修行の場という部分で、多分採用しても結構募集する方いると思うんです。そういった意味で、今、とりあえずは英語を専門のという方を今、1人追加をしましたけれども、やはり、高校の科目にはいろいろなものもあって、いろんな多彩な講師を採用していく、プラスその方々に高校の魅力的な地域コーディネーターも兼任してもらおうというふうなところで、やはり、江田島市教育委員会にはやはり教育委員会の仕事があります。行政にも行政の仕事があつて、そこを縦横無尽というか、本当にコーディネーターです。いろんなところをつなげていくというそういった人材を確保することが、次の大柿高校の魅力化に一つつなぐんじゃないかなというふうに思いますので、その点、一度御検討いただきたいなど、それと、ちょっと先の今考えることではないかもしれませんが、文部科学省が8月1日に地域を支えていく人材を育成するモデル事業ということで、公立高校を核に、地域を支えていく人材を育成するモデル事業を2019年度から始める方針を決めたという新聞が出ておりましたが、ちょっとまだ早いかもしれませんが、こういったところも江田島市教育委員会と公立高校がまず主なターゲットなんですけど、もちろん私立高校でもいいらしいですが、そういったところの情報は今、収集されているのかどうか、この点について、教えていただきたいなどと思います。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今のはちょっと先の話になろうかと思っております。当然、そういったことも視野には入れていこうとは思っています。ただ、とりあえず、今は、大柿高校の存続、これがなければ、例えば、5年後、10年後の夢を語ったとしても、全く意味がないものになりますので、とりあえず、存続に向けて、今のところは邁進していきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 13番 胡子雅信議員。

あと、4分40秒です。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今、とりあえずのところはわかります。ただ、とりあえずは今やります。すぐにやらなくちゃいけないこと、2年後にとりかからなくてはいけないこと、そして、5年後にやらなくちゃいけないことは、やっぱり、並行して考えていかないといけないんです。モデル校を今、来年度に文科省が約10校程度で募集するというのを情報をキャッチすれば、これいかに江田島市にこういった人材育成のために、大柿高校を活用するというこれはまさしく、商店街の活性化とか、観光資源の活用とか、高齢化で増大する介護ニーズへの対応などの課題を取り上げるということになってるんです。まさしく今、江田島市の課題じゃないですか。という意味では、県立高校を活用しながら、そして、我々の市の課題を解決するために、高校生の力も借りようぜと、借りましょうとそういうことなんで、ぜひ、文科省の動きを十分チェックしていただきたいように思います。

本当にすみません。長くなりましたが、まだまだ本当に言いたいことはたくさんございますが、今、江田島市における唯一の高等教育機関である県立大柿高校もまずは、来年度募集決定したということで、今後も活性化協議会、きっちり開催していただいて、皆さんとともに、大柿高校を守っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（林久光君） 以上で、13番、胡子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

14時50分まで休憩いたします。

（休憩 14時34分）

（再開 14時50分）

○議長（林久光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様ありがとうございます。

2番議員、角増正裕でございます。

さて、このたびの断水におきましては、皆様も蛇口から水が出るありがたさを身にしみて感じられたのではないかと思います。

2番議員、角増正裕は、通告に従い、水道事業について、1項目5点の質問を行います。

平成30年7月豪雨で江田島市内の水源及び浄水施設が被害を受けました。それにより、今回は太田川の水だけでなく、平成18年の断水時には水を供給した三高、切串、奥小路水源から配水できませんでした。それを踏まえ、水道事業についての現状確認を行う趣旨で、次の5点について伺います。

1つ目は、平成29年度末の市内各浄水場の処理能力について。

2つ目が、平成29年度の県工業用水、県用水及び市内各浄水場の配水量とその割合について。

3つ目が、平成30年7月豪雨での各水源及び浄水施設、送水施設、配水施設等の水道関連施設の被害状況及び復旧状況並びに今後の対応について。

4つ目として、天応、小用間の海底導水管の現状と課題について。

5つ目として、水道事業の県単位化について。

以上の答弁を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 角増議員から、水道事業について5点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成29年度末の市内各浄水場の処理能力についてでございます。

江田島市が管理をいたします浄水場は、6カ所でございます。

その1日当たりの処理能力につきましては、前早世浄水場で1万トン、三高浄水場で2,000トン、鹿川浄水場で500トン、奥小路浄水場で300トン、大原浄水場で280トン、切串浄水場で500トンでありまして、全体では1万3,580トンでございます。

次に、2点目の平成29年度の県工業用水、県用水及び市内各浄水場の配水量とその割合についてでございます。

本市におきまして、1日に必要な水量は、おおむね8,000トンでございます。

このうち、前早世浄水場で処理されます太田川水系の県工業用水は、5,144トンで、その割合は64.3%でございます。同様に、呉市で浄水され、本市に送水されます県水道用水は、1,392トンで、17.4%。

また、自己水源といたしまして、三高ダムを水源といたします三高浄水場からは、1,280トンで、16.0%、ヲタカダムを水源といたします切串浄水場からは、184トンで、2.3%でございます。

次に、3点目の平成30年7月豪雨での各水源及び浄水施設、送水施設、配水施設等の水道関連施設の被害状況及び復旧状況並びに今後の対応についてでございます。

本市の各水源及び浄水施設につきましては、豪雨災害に伴い、ダムの水質が悪化し、また、浄水場へ泥水が流入したこと、さらには、県からの送水が施設の破損により停止したことから、全てが浄水不能でございました。

前早世浄水場では、県の送水が再開されたことに伴いまして、浄水機能を回復させました。これにより、災害発生から続いておりました全市的な断水が、段階的に解消されたところでございます。

また、自己水源であります三高浄水場につきましては、ダムの水質やろ過池の機能が回復しなかったことから、三高地区の断水解消がおくれておりました。そのため、前早世浄水場から太田川水系の水を三高浄水場へ送水することで、三高地区の配水を確保し、断水解消としたものでございます。

なお、これを行うには、水圧の関係から既存の施設では賄えず、消防本部との連携によりまして、消防ポンプ車や132本の消防ホースを使い、1,160メートルもの距離をポンプアップすることで実現したものでございます。

そして、断水解消後の8月10日まで、消防において実施をしたところでございます。

現在では、三高ダムの水質は回復し、自己水源としての活用を行っているところでござ

ざいます。

鹿川浄水場につきましては、泥水の流入被害のほか、水質基準を超える臭気、においが発生しておりますので、これは、以前から配水を停止しております。

切串浄水場につきましては、同様に水源への泥水流入による水質悪化や道路や河川の崩壊、さらには水道管が破損したことから、取水不能となっております。

また、この施設は、現在、予備水源としての位置づけでございますので、日常的な活用は行ってはおりません。なお、切串地区へは平成4年度、26年前から太田川水系であります前早世浄水場からの配水で対応をしております。

奥小路、大原浄水場につきましては、同様に予備水源としての位置づけであり、水質悪化や施設状況から、配水を停止している状況でございます。

次に、送配水施設につきましては、三高地区の送配水管が、木下川の崩壊で3カ所、270メートルにわたり破損をいたしました。現在は、仮配管での応急対応としております。

また、御家庭に配水する水道管につきましては、市全域で約60件の漏水が発生をいたしました。現在は、全て復旧をしております。

今後の対応につきましては、災害などに対する自己水源の確保やその必要性、また維持管理などの課題があることから、現在の施設状況や費用対効果を勘案した上で、施設の復旧に当たっての計画を策定してまいります。

また、送配水施設の復旧につきましては、河川管理者であります県などの関係機関と調整を行いながら進めてまいります。

次に、4点目の天応、小用間の海底導水管の現状と課題についてでございます。

現在、呉市天応地区から江田島町小用地区との海底導水管は、2系列を敷設しております。

1つは、昭和38年に敷設されました県工業用水を受け入れる江田島市所有の海底導水管で、口径が300ミリ、長さが1,840メートルでございます。

もう1つは、昭和50年に敷設されました広島県所有の県水道用水送水管で、口径が400ミリ、長さが1,922メートルでございます。

これらの海底導水管の維持管理につきましては、海水による管路の腐食を防ぐため、常に電気防食を行っております。さらに、5年に1度の間隔で、潜水土によります外観目視調査や管内カメラ調査、また、超音波によります管厚調査などの海底管診断調査を実施しております。

なお、前回実施をいたしました平成28年度の調査では、平成23年の調査と同様に、良好な状態を確保しているという結果が得られております。

海底導水管につきましては、耐用年数がおおむね60年となっておりますことから、敷設から55年を経過いたします本市所有の海底導水管につきましては、引き続き、診断結果を注視してまいりたいと考えております。

また、今後は、海底導水管の更新のため、工事に係る補助率アップを国や県へ要望をしております。

さらには、不測の事態に備えまして、海底導水管の完全二重化を図るために、現在、

日量1,392トンの取水としております県水道用水を8,000トンとするための工事を行っているところでございます。

最後に、5点目の水道事業の県単位化についてでございます。

本市におきましては、人口減少からの給水収益の悪化などによりまして、市単独での水道経営は、困難が待ち受けていると考えております。

当面の課題といたしまして、給水収益の悪化のほか、老朽施設の更新費用や技術力を持った職員の退職による技能の承継が困難となることが上げられております。

このような課題を踏まえまして、経営基盤を整えるためには、県単位化や、河川流域単位での最適化など、広域連携は有効な手段でございます。

こうした社会的背景をもとに、広島県では、ことし、平成30年1月に広島県水道広域連携案を策定し、4月には、市町と県で構成いたします広島県水道広域連携協議会を設置したところでございます。

今後、この枠組みの中で、施設の最適化、維持管理の最適化、経営分析及び収支の将来推計、広域連携による市町ごとの効果など、広域連携の具体化に向けた協議を進め、2カ年を目途に整理する予定でございます。

市といたしましても、このような協議の中で、よりよい水道事業を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） ただいまの答弁の中で、自前の自己水源の中で、三高と鹿川は自己水源、そのほかの切串、大原、奥小路は自己水源の予備ということだったのですけれども、この自己水源と、自己水源の予備というものの違いについて、御説明いただきたい。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） それではお答えいたします。三高浄水場、認可水源、国の認可を受けている水源でございます。奥小路水源地も国の認可を受けている水源でございます。

奥小路、大原、切串については、国の認可を受けてない水源でございます。国のほうから、緊急時以外は、使用を認められてない水源でございます。

○議長（林 久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 緊急時以外は、今、ちょっと奥小路を国の認可を得てるというふうにおっしゃられたのですけれども、鹿川だろうと思うんですけど。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 鹿川水源におきましては、認可を受けてる水源でございますけど、水質上問題がございまして、市長答弁にありましたように、臭気、かび臭、ちょっとにおいがとれないもので、それに対応する施設をするに当たっては、莫大な費用がありますので、それに見合う費用対効果を考えて、一応配水のほう停止しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 今の御説明で、ちょっと私も認識がなかったんですけども、切串、大原、奥小路は、ふだんは前前世の水源の水が使われているということ、予備というのはそういう意味でしょうか。

○議長（林久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 水源というよりは、管理はしておりますけど、配水はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（林久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 先ほど、損害状況を御説明いただいた中で、切串だけ取水不能という説明があったんですけども、これは、復旧見込みというのはあるのかどうか。

○議長（林久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） それではお答えします。切串浄水場は、ヲタカダムを水源にしておる貯水池がありまして、そちらのほうへ、土砂が流入しております。ほとんど7割近くが土砂に、貯水池には、7割ぐらい土砂で埋まっております。これに対して、土砂を撤去する費用が莫大にかかるということがございます。それと、配管、貯水池へ行く道路が寸断され、配管が約150メートル流出して、もう道も配管もない状態でございますので、一応、これを修繕するということは、ちょっと早期に対応するというのは困難でございます。しかしながら、自主水源として、予備でありながら、非常時には必要、やはり確保するべきではないかと一応考えております。

以上です。

○議長（林久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 今の方は、お願いなんですけれども、ぜひ、復旧していただいて、太田川の水が来なかったというときに、平成17年のときにも、切串、三高、奥小路はちゃんと水が出て、その水量見ながら、給水車に注ぐというようなこともできて、今回と違う対応ができてたと思うんです。次回のときに、今回のようにならないためには、やっぱりそういう予備水源もきちんとスタンバイしておくというか、そういうのは大事だと思います。これは要望です。

次に、天応、小用間の海底導水管が60年の耐用年数に対して、55年ということで、もし検査等の状況を見ながら、更新等も視野に入る段階に来ていると思うんですけれども、もしこれを、今と同様のものを更新しようと思えば、どれくらいの費用がかかるのか。試算があれば教えていただけたらと。

○議長（林久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 概算ではございますけど、工事費、設計等含めて、約13億円かかる見込みでございます。その他の補償費等は別でございます。

以上です。

○議長（林久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） ありがとうございます。今のは、相当の江田島市だけで負担していこうというときには、大きな金額だなと思うんです。それで、県単位化という話も渡りに船みたいなどころがあるんだと思うんですけれども、この実現性というのは、

何年先とか、協議会ができたばかりというようなことなんだろうと思うんですけども、県のほうとしては、あと、協議会の方向としては、何年ぐらいで、そういう県単位化をしようという腹づもりで協議会を設置しているのか、よろしくをお願いします。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 先ほど市長の答弁にもございまして、2年を目途ということなんですけど、現在のところ、具体的な案があるわけではございません。江田島市の水道、県など共同整備による太田川水系で賄われ、三高水源とか、いろいろ運用水道とか、もとのを利用しながらやってって、大体施設がほとんど古いもんでございます。そのために、今年度、県が老朽管更新工事ということで、今現在、工事をしているのは、前早世浄水場の前に、県用水を新設工事を行っています。400ミリの管を入れております。それに一応250ミリの分岐をしていただいて、将来的ということなんですけど、今年度工事をして、250ミリを前早世浄水場に入れる。日、8,000トンを確保するということで、二次災害、海底管、2系統ありますので、どちらかが、2本一遍に同時ということはまず考えられないんですけど、どちらかが破損しても、江田島市には何とか水が供給できるんじゃないかという方法で考えております。

○議長（林 久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 今、県の隣にある水道管分岐するということだったと思うんですけども、それでもう賄えるという状況を予備というか、いざいざの時のためにといいことです。でもその2つのもともとの江田島市の天応一小用間の海底導水管も維持していくことによって、リスク回避ということなんだろうと思うので、この辺も多分、更新ということは、視野に入れておかなきゃいけないかなと思います。

それで、ちょっとよくわからないんですけども、江田島市が引いてる導水管と、県が引いてる導水管で、水の種類が違うというふう聞いたことがあるんですけども、片方が原水で片方はもう浄化してある水というようなことだと思うんですけども、その辺について御説明いただきたいと思います。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 東部工業用水というのがスタートいたしましたときに、江田島市が分岐をさせていただき、海底管を昭和37年から計画、38年、40年度から供用開始になっております。用水供給事業というのが始まりましたのは、昭和51年ぐらいで、音戸・倉橋方面へ供給するのが目的でございました。そちらで目的で、江田島市も一応分岐をさせていただいて供給しております。

以上です。

○議長（林 久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） 違いというのは、江田島市が太田川から原水を引いて、昭和38年に、前早世浄水場建設して、そちらでつくった水が、江田島市内に供給しております。

県用水というのは、呉の宮原浄水場の中に、県の施設がございまして、その中で、太田川水系は太田川の水なんですけど、県でつくった水が、県の施設でつくった水が、呉市宮原から、天応へ向けて、逆送して、江田島を渡り、音戸・倉橋へ行っております。

味自体は、太田川の水ですので、変わりはないと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） 2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 以上で、質問を終わりたいと思います。

生活の基盤である水道の安定供給体制の維持を長期的な視野に立って図っていくことをお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、2番、角増議員の一般質問を終わります。

延 会

○議長（林 久光君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にして、延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（延会 15時14分）